

令和2年6月定例会

中川村議会会議録

中川村議会

令和2年6月中川村議会定例会議事日程（第1号）

令和2年6月8日（月） 午前9時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 議案第 1号 中川村税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5 議案第 2号 中川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6 議案第 3号 中川村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7 議案第 4号 中川村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8 議案第 5号 中川村商工業振興条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9 議案第 6号 中川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 10 議案第 7号 中川村課設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 11 議案第 8号 中川村辺地対策総合整備計画の策定について
日程第 12 議案第 9号 村道路線の変更について
日程第 13 議案第 10号 令和2年度中川村一般会計補正予算（第3号）
日程第 14 議案第 11号 令和2年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 15 議案第 12号 令和2年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 16 議案第 13号 令和2年度中川村水道事業会計補正予算（第1号）
日程第 17 議案第 14号 令和2年度中川村下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第 18 一 般 質 問

6番 中 塚 礼次郎

- （1）学習支援事業運営されている「未来塾」（公営無料）について

7番 桂 川 雅 信

- （1）半の沢の谷埋め盛土については専門家の意見を活かすべき
（2）村営住宅の「入居者の心得」は国のガイドラインに従い改正すべき
（3）造成された住宅用地の販売促進と都市住民への村の営業活動について
（4）坂戸橋の重要文化財化に向けて村内での広報活動を強化すべき

3番 松 澤 文 昭

- （1）中川村消防団組織のあり方と消防団活動の今後の方向づけ及び消防団改革について

5番 松 村 利 宏

- （1）危機管理におけるリーダーシップ及びフォロアーシップについて

9番 鈴 木 絹 子

- （1）加齢性難聴者の補聴器購入補助制度の早期実施を
（2）ヒヤリンググループの設置を

出席議員（10名）

1番	片桐邦俊
2番	飯島寛
3番	松澤文昭
4番	大原孝芳
5番	松村利宏
6番	中塚礼次郎
7番	桂川雅信
8番	柳生仁
9番	鈴木絹子
10番	山崎啓造

説明のために参加した者

村長	宮下健彦	副村長	富永和夫
教育長	下平達朗	総務課長	中平仁司
会計管理者	半崎節子	住民税務課長	(副村長兼務)
保健福祉課長	菅沼元臣	振興課長	松村恵介
建設水道課長	小林好彦	教育次長	松澤広志

職務のために参加した者

議会事務局長 井原伸子
書記 座光寺てるこ

令和2年6月中川村議会定例会

会議のてんまつ

令和2年6月8日 午前9時00分 開会

- 事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 御着席ください。(一同着席)
- 議長 おはようございます。(一同「おはようございます」)
- 御参集御苦労さまでございます。
- ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから令和2年6月中川村議会定例会を開会します。
- これから本日の会議を開きます。
- 本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。
- ここで村長の挨拶をお願いいたします。
- 村長 改めまして、おはようございます。
- 6月の議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、それぞれ御多用の中、全員定刻に御参集をいただき、大変ありがとうございます。
- 新緑がまぶしい、5月から、中央アルプスの峰々には残雪が雪形をかたどり、刻々変化する中で6月の入梅期を迎えております。田植えが終了し、稲の苗が伸び始め、特産である小梅の収穫も終了しておりますけれども、これからリンゴや桃、柿、ブドウの摘果・摘粒作業が本格化してまいります。
- これから太平洋高気圧の北上とともに発生する梅雨前線の活動が活発化する季節でもあり、台風の発生も増えて、日本列島に住む私たちは、集中豪雨と引き起こされる土砂崩落、河川氾濫に対して警戒を強めていかなければなりません。
- 新型コロナウイルス感染症の蔓延で都市、地方を問わず苦しめられ、対策に追われてまいりました。最近の大きな動きは、5月4日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言がされ、5月31日まで不要不急の外出を避け、県をまたぐ外出も自粛するよう要請に従い生活をしてまいりました。続いて、5月25日には全都道府県について緊急事態宣言が解除されました。
- 長野県は、5月29日に社会経済活動再開のためのロードマップを策定し、発表をいたしました。内容は、新しい生活様式の定着と経済活動の両立を掲げ、6月1日以降の重点として次の3点を示しております。1、新しい生活様式の定着を推進すること。2、医療・検査体制の整備を進め、第2波への備えを進めること。3、県民の生活を支え、経済の再生を図ること。これら3点を進めることとし、具体的な推進目標、県民への自粛要請、県立学校の運営、県民イベント等開催の基準などを定めて、県民に呼びかけております。
- 中川村では、小中学校は5月19日から通常化し、臨時休校中の日数は夏休みに振り返る措置を行い、保育園も5月19日から通常保育に戻しております。
- 子育て支援施設バンビーニは、当面、村在住者のみの受け入れとし、6月1日から施設内で過ごす時間は2時間以内として受け入れております。

児童クラブも学校に合わせて通常開設に無理なく移行し、切り替えて運営をしています。

6月1日を境に、教育・文化・体育施設の使用等については、ホームページをはじめ、地区総代の皆様を通じて村民の皆さんにお知らせをしておるところであります。

キャンプシーズンの到来を迎え、閉鎖しておりました四徳キャンプ場も6月5日から県民に限って受け入れ、6月中は金・土・日曜日の限定とし、7月から県外客も受け入れを行う予定のこのようであります。

桑原キャンパスビレッジは、6月18日までは県内客のみを受け入れ、以後、県外のお客様も受け入れていく方針のようであります。

陣馬形キャンプ場は、7月末までは見学者のみの受け入れとし、8月1日から全面的に開放としてまいりたいと思っております。

中川中学校の西駒登山が中止となったため、日帰り登山、飯ごう炊さんの体験学習を陣馬形キャンプ場で受け入れることといたしました。

望岳荘も、まきボイラー設置が完了する7月1日から風呂、食堂、宿泊を再開する方針であります。

緊急事態宣言解除後、全国で人の移動、人の接触、集まりが再び活発になっております。緊急事態宣言解除の後、北九州市でクラスター感染者が相次ぎ、東京都では6月2日までの1週間に114人が新たに感染し、2日は夜の繁華街での若者を中心とした32人が感染するなど、再び危険な兆候が見えるとして東京アラートを発令し、警戒を呼びかけたばかりであります。再び感染者が増加、発生する山を意識しながら、自らの行動を律しつつ生活を続けなければならないことは、申すまでもありません。

国が持続化給付金、子育て世帯給付金、雇用調整助成金など、生活と経済対策を打ち出している中、村は、給付金を給付する窓口として、また村独自の様々な支援策も実施をしております。

6月5日の集計でありますけれども、特別定額給付金申請件数は1,543件、92.67%に達し、非常に集中的な取組が奏功し、必要とする方にいち早くお届けすることができていると思っております。

高校生を持つ家庭支援は1万円相当の村の商品券で、また帰村せず勉学に頑張っている大学生、専門学校生等に対する支援も直接申請とインターネットの申込みを始めております。支援に対しまして中川村村民の皆さんに感謝する多くのお礼のメールが届いていることを、この場をお借りして報告をいたします。これらの支援を求める村民の皆さんに対して漏らすことなく100%の給付に持っていけるように、考えられる手だてを尽くしてまいります。

経済状況につきましては、新型コロナウイルス感染症対策としての消費生活の変化、感染拡大防止のための生産拠点である中国の工場の操業停止、関連する国内工場の一時的な閉鎖などにより急速な悪化が続いておりまして、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、急速な悪化が続いており、極めて厳しい状況にある。」と、このように5月28日の内閣府発表の経済月例報告で明示をしております。

村の新型コロナウイルスの影響は、拡充した村の制度資金の融資実行件数と額及び県制度資金の融資を受入れる前提となるセーフティーネット認定件数の増加からもはっきりと見て取れます。数字を申し上げますと、5月末日では、村の制度資金のコロナ不況対策資金、融資件数11件の融資総額6,399万円、長野県経営健全化支援資金、1件1,000万円、コロナ対策の県の制度資金につきましては、セーフティーネットの認定、4号5号という認定があるわけではありますが、この認定件数から推計するのみでありますけれども、認定は13件に上っております。対しまして、平成20年のリーマンショック時の資金融資実績につきましては、村の特別運転資金、これは融資件数9件の融資総額3,520万円、県の経営健全化支援資金、これは3件の融資総額5,140万円であります。2008年のリーマンショックのときの製造業を中心とした不況対策、運転資金を件数、融資額とも超えるものと危惧をされ、今後、製造業に影響し、従業員の解雇も考えざるを得ないなどの不況の波がやってくるということは間違いのないのではないかとこのように思っております。

このような中、村民の皆さんに降りかかっている新型コロナウイルス禍での失業、解雇、事業廃止の実態と行政に望むことをつかみ以後の対策に生かすため、緊急のアンケートを実施しております。

5月は、商工会、村、営農センター、地区営農組合はじめ、長野県町村会、市町村で取り組む道路改良、治水事業などの期成同盟会の総会が相次ぐ時期ではありますが、書面による総会が相次いでおりました。これらの経験も今後の会議等の持ち方の変更のきっかけになるかもしれません。行政の会議、議会委員会の開催方法もテレワークの導入で変わるきっかけになる時期でもあるかと考えておるところであります。

さて、本日の会議には、第1に国から示されました新型コロナウイルス感染症等に対応する地方創生臨時交付金5,895万5,000円を受けまして村の新たな対策に伴う予算化、第2に学校ICT環境を整えるための工事、タブレット端末等機器の購入、第3に、文化センター空調設備の更新のため事前調査と設計、併せまして被雷をいたしました文化施設の防災監視装置の取替工事等からなる一般会計補正予算（第3号）をはじめとする5本の補正予算案を御審議いただきます。

また、村条例の一部改正の7議案のほか、辺地対策総合整備計画、村道路線の変更を含め、合わせまして合計で14議案を上程させていただきました。

また、補正予算をお認めいただきましたら、既に発注しております庁舎の空調設備工事を増工し、ボイラー等の撤去工事契約に関わる議案を後日提出させていただく予定であります。

一刻も早いコロナウイルス対策の実施に取りかかれますよう原案をお認めいただきたくお願いを申し上げ、御挨拶といたします。

よろしく願いをいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第127条の規定により3番 松澤文昭議員及び4番 大原孝芳議員を指名します。

○議 長

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し協議しています。この際、議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長

過日行いました議会運営委員会について報告いたします。

皆さんのお手元に定例会の予定表が配付されえおりますが、本定例会の会の会期を本日6月8日から12日までの5日間とするものです。

次に、日程ですが、本日は、議案第1号から議案第7号までの条例案件、議案第8号及び9号の一般議案、議案第10号から議案第14号までの各会計補正予算、以上については上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決までをお願いいたします。

引き続き一般質問を行います。

9日は、午前9時から本会議をお願いし、一般質問を行います。

一般質問終了後、全員協議会を行います。

10日は委員会の日程としますので、請願、陳情の付託を受けた委員会は、その中で審査をお願いします。

11日は議案調査とします。

最終日の12日は、午後2時から本会議をお願いし、請願、陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決を行い、意見書等の発議がありましたら、上程から趣旨説明、質疑、討論、採決を行っていただく予定です。

また、追加議案がある場合は、当日の日程でお知らせし、上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決をお願いします。

なお、議場内においても夏季の軽装を適用させていただき、ノーネクタイ、上着自由としますので、御承知おきください。

以上が今定例会の会期及び日程ですが、円滑な議会運営ができますようここにお願いしまして、報告とさせていただきます。

○議長

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日から6月12日までの5日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月12日までの5日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

まず、監査委員から例月出納検査の報告があり、写しをお手元に配付しておきましたので、御覧いただき、御了承願います。

次に、去る3月定例会において可決された国民健康保険料（税）引き下げのため国庫負担の増額を求める意見書、最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書については、内閣総理大臣をはじめ関係各機関へ提出しておきましたので、御了承願います。

次に、本定例会までに受理した請願、陳情については、議会会議規則第92条の規定

により、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。

次に、本定例会に提出される議案は一覧表としてお手元に配付してきましたので、御了承願います。

次に、村長から行政報告の申し出がありました。

報告第1号、報告第2号及び報告第3号について説明を求めます。

なお、報告第3号の中川村土地開発公社の経営状況については、後ほど時間を取り細部についての説明を受ける予定ですので、御承知おきください。

まず、報告第1号の説明を求めます。

○総務課長

それでは、報告第1号 令和元年度中川村一般会計繰越明許費繰越計算書について御報告いたします。

令和元年度中川村一般会計補正予算（第5号）（第6号）及び（第7号）に定めました繰越明許費を別紙計算書のように翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告します。

裏面、繰越明許費繰越計算書を御覧ください。

2款 総務費、電子化推進事業は、新型コロナウイルス感染症への対応として職員のリモートワーク環境を構築するものですが、年度内で完了することができませんでしたので、286万3,000円の全額を繰り越しました。

同じく2款 総務費、戸籍住民基本台帳費は、マイナンバーカード申請補助端末の購入に係るもので、第5号補正で計上いたしましたが、全国的な需要の集中のために年度内で調達できなかったため25万9,000円の全額を繰り越しました。

3款 民生費の保育所費と4款 衛生費の予防事業は、新型コロナウイルス感染症への対応として衛生用品等を整備するものですが、年度内で調達することができませんでしたので合わせて33万5,000円を繰り越しました。

6款 農林水産業費、農業振興事業は、申請しておりました国の補助事業が採択となったことから、担い手確保経営強化支援事業の補助金と村の農業担い手支援事業補助金との1,127万3,000円を翌年度に繰り越して執行するものです。

同じく6款 農林水産業費、林業振興事業は、望岳荘に木質バイオマスボイラーを設置する事業の本体部分であります。関連する手続に時間を要したため5,540万8,000円を繰り越しました。

同じく6款 農林水産業費、林道改良事業は、国の補正予算によって事業実施が可能になった宮ノ沢線の改良事業であります。国の予算成立が年度末でありましたので1,390万円の全額を翌年度に繰り越して事業を行うものであります。

7款 商工費、商工振興事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少した村内事業者への補助事業ですが、申請の締切りを3月31日としたことから、事業費の全額300万円を繰り越しました。

同じく7款 商工費、観光施設管理事業は、陣馬形の森公園のテントサイト増設事業ですが、付近で行う村道改良事業での発生土を活用する予定であったところ、そちらの工事が遅れて凍結期となり掘削ができなくなったために、テントサイトの増設工

事も200万円全額を繰り越しました。

同じく7款 商工費、ふれあい観光施設管理事業は、消防署の立入検査での指摘を受けて望岳荘の消防設備を改善するもので、第5号補正で計上いたしましたが、年度内では完了できませんでしたので256万3,000円全額を繰り越しました。

8款 土木費、村道改良事業と橋梁維持管理費は、矢田黒牛線をはじめとする6路線と北組橋で設計及び工事内容の変更に時間を要したことにより合計1億477万9,000円を繰り越したものであります。

9款 消防費、非常備消防費は消防団員に貸与する被服の購入に係るものですが、新型コロナウイルス感染症の影響で製品の生産が停止していたことから調達に時間を要したため42万3,500円の全額を繰り越しました。

10款 教育費、ICT環境整備事業は教職員用のパソコン等の整備に関するものですが、全国的な需要の集中のために年度内で調達できなかつたため1,220万8,654円を繰り越したものであります。

翌年度繰越額の合計は2億901万2,154円となります。

以上、報告いたします。

○議長 次に、報告第2号の説明を求めます。

○建設水道課長 報告第2号 中川村水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告します。

予算繰越計算書を御覧ください。

地方公営企業法第26条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる繰越額を206万8,000円としたものです。

繰越事業につきましては、道路改良事業として発注いたしました村道大草中央線の繰り越しに伴い、同一施工断面に埋設する排水管布設替え工事を繰り越したものです。

以上、報告いたします。

○議長 次に、報告第3号の説明を求めます。

○建設水道課長 報告第3号 中川村土地開発公社の経営状況について、地方自治法の規定に基づき別紙のとおり土地開発公社の経営状況を説明する書類を提出し、報告するものであります。本来であれば土地開発公社理事会を開催し、各議案について採決を行うところですが、新型コロナウイルス対策の緊急事態宣言が出されている状況だったため、書面決議としました。

なお、提出していただいた決議書は、全ての議案について承認をいただいたことを御報告申し上げます。

なお、詳細につきましては場所を改めての説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長 以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第1号 中川村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○副村長 議案第1号 中川村税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。今回の条例改正は、新型コロナウイルス感染症の拡大と蔓延防止のための措置に伴う納税者等への影響を踏まえて、国において本年4月30日付で地方税法等の一部を改正する法律及び政令等が公布されたことに伴い、中川村税条例の一部改正を行うものであります。

例規集は、第1巻1751ページからになります。

主な改正内容は、新型コロナの影響により収入が減少し納税が困難な状況にある事業者等に対する徴収猶予の特例、減収が著しい中小事業者等に対する固定資産税の軽減、新規設備投資を行う中小事業者等に対する固定資産税等の特例措置の拡充、軽自動車税環境性能割の軽減措置の延長などです。

改正内容につきましては、お手元にお配りをしてありますA3版の資料に沿って御説明をいたしますので、条例及び新旧対照表と併せて御覧をいただけたらと思います。

初めに、第1条であります。附則第10条は固定資産税等の課税標準の特例に係る地方税法の条項の読替規定の改正で、法附則第61条は、新型コロナの影響により本年2月から10月までの任意の3カ月間の売上げが前年同期と比較して30%以上減少した中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り償却資産及び事業用家屋にかかる固定資産税等の課税標準を2分の1またはゼロとするものであります。

第62条は、生産性向上特別措置法による認定先端設備等導入計画に基づき中小事業者等が新規の設備投資を行う場合において、課税標準の特例措置の適用対象を拡大するものであります。

附則第10条の2は、法附則の規定により条例で定める固定資産税等の課税標準の特例率に関するもので、先ほどの法附則第62条の適用となる先端設備等について課税標準に乗ずる割合をゼロとするものであります。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税措置の適用期限について令和2年9月30日を令和3年3月31日に6カ月間延長をするものであります。

法附則第23条は、新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例の手続等に関するもので、法附則の改正に伴い条例で定める事項について規定の条項を準用する旨を定めるものであります。

続いて、第2条による改正であります。附則第10条及び附則第10条の2は、地方税法附則第61条、第62条の追加に伴う条ずれの修正。

附則第24条の追加は、新型コロナの影響により中止となった指定行事等の入場料等払戻請求権を放棄した場合において、放棄した金額について一定の範囲内で寄附金税額控除の規定を適用するものであります。

附則第25条は、新型コロナの影響による住宅建設の遅延等により入居が遅れた場合においても、一定の要件を満たす者は期限内に入居した場合と同様の住宅借入金等特別控除を受けられるようにするものであります。

施行期日は、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年1月1日からであります。

○議 長 以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。
説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。
日程第5 議案第2号 中川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
の制定について
を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
○副 村 長 それでは、議案第2号 中川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
の制定について御説明をいたします。
例規集は、第1巻2081ページからになります。
今回の改正は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正
に伴い条項のずれを整理するもので、同法の一部改正による条の追加により、前第3
条が第6条に、前第4条が第7条に改正されたため、条例第10条の中で引用している
同法の条項を修正するものであります。
施行期日は公布の日からになります。
以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議 長 〔賛成者挙手〕
全員賛成です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。
日程第6 議案第3号 中川村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
○副 村 長 議案第3号 中川村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明を
いたします。
今回の条例改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の
向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の
技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆるデジタル手続法の一部施
行に伴い中川村手数料徴収条例の一部改正を行うものであります。
例規集は、第1巻2131ページからになります。
改正内容は、法改正に伴い個人番号通知カードが本年5月25日から廃止をされ、市
町村窓口において通知カードの再交付を行わないこととなったため、再交付にかかる
手数料を削除するものであります。
本条例は公布の日から施行し、令和2年5月25日から適用するものであります。
以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。
日程第7 議案第4号 中川村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
○保健福祉課長 議案第4号 中川村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを
お願いいたします。
新旧対照表をつけてありますので、併せて御覧ください。

例規集は、2巻の781ページからです。

本案は、給与等の支払いを受けている国保被保険者が新型コロナウイルスに感染した場合または感染が疑われる場合に、療養のため会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に傷病手当金を支給するものです。

事業主から給与等の全部または一部が支給された場合、その支給額が傷病手当金の算定額より少ないときは、その差額を支給します。

支給日数は、休暇を始めた日から4日目以降の仕事につけなかった日数です。

支給額は、傷病手当金支給開始月以前の直近の継続した3カ月間の給与収入を就労日数で割った額の3分の2の額に支給日数を掛けた額です。

この条例は公布の日から施行し、令和2年1月1日から規則で定める日までの間に適用するとありますが、規則で定める日とは、令和2年9月30日までになります。ただし、入院が継続する場合などについては、最長1年6カ月まで延長できます。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。
日程第8 議案第5号 中川村商工業振興条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
○振興課長 議案第5号について説明いたします。
提案理由は、中川村商工業振興資金貸付基金を増額するため本案を提案するものがあります。
例規集は2巻の1054ページになります。
村では、商工業者の安定的な資金調達を維持し、もって経営の安定に資するよう融資制度を設けています。資金貸付けの原資として商工業振興資金貸付基金を設置し、基金は融資あっせんの協定を締結している金融機関に預託をしています。今般の社会情勢の変化により資金需要は増えると予想され、商工業者の資金需要に応えるため貸

付けの原資となる基金の額を8,000万円以内から1億円以内に引き上げるものです。
施行は公布の日からとなります。
以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。
日程第9 議案第6号 中川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
○総務課長 それでは、議案第6号について提案説明をいたします。
例規集は2巻の1721ページからになります。
提案理由は、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令、これを基準政令といいます。その改正に伴い本案を提出するものであります。
消防団員等に関する損害補償につきましては、基準政令の定める基準に従って市町村が条例で定める額に基づいて行うこととなっております。
消防団員の処遇の改善を図る観点から基準政令の補償基準額が改定され、本年4月1日に施行されましたので、当村の条例もその改正内容に準じて改正するものであります。
新旧対照表と併せて御覧ください。
改正内容ですが、第5条第2項で定めている団員以外の消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者及び応急措置従事者に係る補償基準額の最低額を100円引き上げ8,900円とし、別表で定めている階級及びその勤続年数に応じた補償基準額を、一部を除いて20円～100円引き上げます。
また、いわゆる事故発生日に関する表現を簡素化する改正を2か所と、附則第3条の4ほかで年金の前払一時金が支給された場合の利率の計算を100分の5と固定しているものを事故発生日の法定利率に改める改正等を併せて行います。
改正条例の適用は、基準政令の施行日と同じく令和2年4月1日とします。

○議 長 以上、よろしく御審議をお願いいたします。
説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕
○議 長 全員賛成です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。
日程第10 議案第7号 中川村課設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
○総務課長 それでは、議案第7号について提案説明をいたします。
提案理由は、庁部局の組織機構を見直す期日を変更するため本案を提出するもの
あります。
去る5月27日の全員協議会で説明いたしました。3月定例会でお認めいただきました課設置条例の一部改正について、現下の情勢に鑑みて施行期日を延期いたします。
現在、新型コロナウイルス感染症への対応として1人10万円の特別定額給付金を支給しておりますが、この事業は8月中旬まで続きます。
また、各種の商品券事業などのコロナ対応事業も、既に進行中のものもあれば、今回提案いたします補正予算に計上し、予算成立後には速やかに事業を進めなければならないものも多くある状況でございます。
組織機構の見直しは必要であり、厳しい状況にあるからこそやらねばならないことではあります。さきにお認めいただいた一部改正条例の施行日7月1日に行うことは事業の継続性と住民への周知の点から適切でないと判断し、施行日を10月1日に延期するものであります。
なお、事務室の様式替えは計画どおり実施し、機構改革に備えてまいります。
以上、よろしく御審議をお願いいたします。
○議 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

○議 長 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕
○議 長 全員賛成です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。
日程第11 議案第8号 中川村辺地対策総合整備計画の策定について
を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
○総務課長 それでは、議案第8号について提案説明をいたします。
提案理由は、令和2年度から令和6年度までの5年間の中川村辺地対策総合整備計画を定めるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により本案を提出するものであります。
別冊の中川村辺地対策総合整備計画を御覧ください。
5ページ、3 今後の辺地対策の考え方及び整備方針ですが、辺地の統廃合等による前計画との変更点として、地理的条件や道路環境を踏まえ辺地の区域を見直しました。
また、人口減少により桑原地区が辺地から除外となりました。
2点目ではありますが、辺地対策の考え方として、村が総合計画で掲げる将来像を実現するため、辺地地域においても住みよい環境を整備し、さらに地域資源を生かして持続可能な地域づくりを推進するとし、整備方針を、観光シーズンには住民だけでなく域外からの来訪者の利用もあり、道路改良事業の推進により辺地地域の道路交通環境の向上を図る、辺地地域内のキャンプ場や登山道、美術館などの域外から来訪者を受け入れる施設の整備を行うことにより誘客を促進し、地域の活性化を図るとしてあります。
具体的には、6ページの総合整備計画書の「3 公共的施設の整備計画」で村道矢田黒牛線と陣馬形頂上線の改良、アンフォルメル中川村美術館の改修、陣馬形山登山口のトイレ整備をそれぞれ計画しております。
以上、よろしく御審議をお願いいたします。
○議 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。
 討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 ○議長 討論なしと認めます。
 これから採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
 ○議長 全員賛成です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。
 日程第12 議案第9号 村道路線の変更について
 を議題とします。
 提案理由の説明を求めます。
 ○建設水道課長 それでは、議案第9号 村道路線の変更について説明いたします。
 提案理由は、道路法第10条第3項の規定により本案を提出するものであります。
 今回変更する路線は、別紙のとおり渡場清水平線になります。
 場所は、添付した資料の中ほど「区域変更区間」と明記した区間で、改良工事に伴
 い幅員等を変更するものであります。
 以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。
 ○議長 説明を終わりました。
 これから質疑を行います。
 質疑ありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 ○議長 質疑なしと認めます。
 次に討論を行います。
 討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 ○議長 討論なしと認めます。
 これから採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
 ○議長 全員賛成です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。
 お諮りします。
 日程第13 議案第10号 令和2年度中川村一般会計補正予算(第3号)
 日程第14 議案第11号 令和2年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第
 1号)
 日程第15 議案第12号 令和2年度中川村介護保険事業特別会計補正予算(第1
 号)
 日程第16 議案第13号 令和2年度中川村水道事業会計補正予算(第1号)
 日程第17 議案第14号 令和2年度中川村下水道事業会計補正予算(第1号)

以上の5議案について議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いま
 すが、御異議ありませんか。
 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
 ○議長 異議なしと認めます。したがって、日程第13 議案第10号から日程第17 議案第
 14号までを一括議題とします。
 提案理由の説明を求めます。
 ○副村長 それでは、議案第10号 令和2年度中川村一般会計補正予算(第3号)について御
 説明をいたします。
 今回の補正予算は、追加補正額1億5,000万円余と、この時期の補正予算としては
 大きな額となっておりますが、主な内容は、さきの議会全員協議会で御説明をいたし
 ました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関連予算のほか、冒頭、村
 長の挨拶で申し上げた内容のものが主なものであります。
 それでは、議案内容について御説明をいたします。
 初めに、第1条 歳入歳出予算の補正は、既定の予算額にそれぞれ1億5,680万円
 を追加し、総額を40億4,390万円とするものであります。
 第2条は地方債の補正で、第2表によるものであります。
 1ページからの第1表 歳入歳出予算補正は、款、項ごとの補正額及び補正後の予
 算額であります。詳細につきましては、事項別明細書により御説明をいたします。
 4ページを御覧ください。
 第2表 地方債の補正であります。追加のうち陣馬形山登山口駐車場トイレ建設
 事業とアンフォルメル美術館改修事業は、先ほど議案第8号で御承認をいただきました
 中川村辺地対策総合整備計画に掲げた事業でありまして、従前の過疎対策事業債か
 ら、より交付税充当率の有利な辺地対策事業債に変更するものであります。
 中学校施設整備事業は、中学校施設修繕工事に過疎債ソフト費を充てるものであり
 ます。
 変更は、村道大草桑原線のり面防災事業の過疎債ソフト費500万円の増額と一般財
 源を補うため臨時財政対策債2,000万円を増額するものであります。
 続いて事項別明細書について御説明をいたします。
 初めに歳入についてお願いします。
 7ページを御覧ください。
 7ページ、12款 地方交付税は、新たな地域おこし協力隊の経費分として特別交付
 税400万円の増額を見込みました。
 8ページ、16款 国庫支出金であります。国庫補助金の企画費補助金5,895万
 5,000円は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、さきの全協で御説明をし
 ました実施計画に掲げる各種事業に対する交付金であります。
 総務費の補助金120万円は個人番号交付事業に対する補助金であります。
 児童福祉費補助金の子育て臨時給付金事業50万円は給付金の追加分、子ども子育
 て支援交付金5万円は母子保健コーディネーターに対する補助金であります。

情報費補助金 56 万 1,000 円は消防団救助機能向上資機材緊急整備事業補助金で、消防団用の発電機、投光器等の購入に対する補助金。

義務教育費補助金は小中学校の I C T 教育環境整備に係る補助金等で、内訳は構内情報通信ネットワーク施設整備に係る補助金 550 万円、児童生徒用パソコン等整備に係る補助金が 1,048 万 5,000 円、G I G A スクールサポーター配置支援費が 115 万円です。その他、新型コロナウイルス感染拡大防止のため臨時休校によりキャンセルとなった給食食材費に対する補助金 10 万 5,000 円を計上しております。

9 ページの 17 款 県支出金であります。負担金の保健衛生費負担金 14 万 3,000 円は産休代替保健師雇用に係る県の負担金。

補助金の総務費管理費補助金 236 万 6,000 円は県の地域発元気づくり支援金で、チャオの地場センター内に設置をするシェアキッチン整備事業に対する補助金であります。

児童福祉費補助金 5 万円は、先ほどの母子保健コーディネーターに対する県の補助金。

農業費補助金 51 万 8,000 円は、人・農地プラン推進事業に対する補助金。

林業費補助金のうち野生鳥獣総合管理対策事業 36 万円は、有害鳥獣わな用発信機に対する補助金。

木質バイオマス循環利用普及促進事業 7 万 5,000 円は、ペレットストーブ導入に対する補助金。

保全松林緊急保護整備事業 21 万 7,000 円は、松くい虫被害対策に対する補助金であります。

10 ページの 18 款 財産収入、土地建物貸付収入は、工事現場事務所等の土地使用料の追加。

11 ページの 19 款 寄附金は、ふるさと応援寄附金の追加で、今般の新型コロナの影響を踏まえて農産物など返礼品のメニューを増やしたこともあり、現在までの寄附申請額が増えていることから 100 万円を増額するものであります。

12 ページ、20 款 繰入金は、役場庁舎空調設備等改修工事費の増額に伴い、その財源に充てるため公共施設等整備基金から 1,000 万円を繰り入れるものであります。

13 ページ、21 款 繰越金は、令和元年度決算見込みにより前年度繰越金 2,460 万円を増額いたします。

14 ページの 22 款 諸収入であります。預金利子は予算調整のための増額。

雑入の消防団員安全装備等助成事業補助金 50 万円は消防団等公務災害補償共済基金からの助成金で、消防団員用のヘルメットの更新を今年度と来年度の 2 年間で行うものであります。

公有建物災害共済金 623 万 7,000 円は、4 月末に発生した落雷により被害を受けた文化センター非常用発電機及び自動火災報知機、サンアリーナ防災監視装置等の修繕費に対する共済金であります。既存の設備が古く部品交換等による簡易な修繕が困難なため全体的な機器類の取替えが必要であり、共済金がどの程度給付されるか不確定でありますので、金額が固まった段階で補正をさせていただきたいと思っております。

す。

消防団員退職報奨金には退団者の増に伴う追加。

コミュニティー助成事業 100 万円は宝くじ収益金による地域防災組織育成事業の助成金で、消防団員用の反射安全ベスト 200 着と双眼鏡 20 そうを購入するものであります。

15 ページ、23 款の村債は、第 2 表で御説明をした起債事業の追加と変更であります。

続いて歳出について御説明をいたします。

16 ページから御覧ください。

全体的に職員給与、手当等の人件費の補正がありますが、昨年度末の退職と今年度の新規採用、4 月の人事異動等による給与費の調整と、会計年度任用職員につきましては、当初予算では人が決まっていなかったため新規採用を基準とした最低限の予算を計上しておりましたが、採用者が決まったことにより報酬及び手当等を補正するものでありますので、個別の説明は省略をさせていただきます。

16 ページ、議会費は人件費の補正であります。

17 ページ、2 款 総務費であります。一般管理費の需用費 38 万円は職員及び常勤の会計年度職員に支給する半袖シャツの購入費であります。現在、統一した職員の夏用の被服がないため、クールビズの推奨と、併せて新型コロナの影響により売り上げが減少している村内事業者の支援を目的としたものであります。

文書広報費の 380 万円は、新型コロナ等感染症の流行時や災害時、また今後の新しい働き方に対応して離れた場所からリモートワークやオンライン会議ができるように機器及び環境を整備するものであります。

財産管理費、保険料は、公有建物災害共済保険料の算定基準額の改定による増額。

庁舎管理費、需用費は、カウンター用シールド、ペーパータオル等、新型コロナ感染予防対策関連の消耗品であります。

18 ページ、委託料 60 万 5,000 円と工事請負費の 1,073 万 6,000 円は庁舎の空調設備等改修工事の増額であります。既存設備の撤去、アスベスト除去等の工事の追加が主なものであります。

企画費、ふるさと応援寄附金関連事業 51 万円は、ふるさと応援寄附金申込みの増に伴う関連経費の追加。

プロモーション事業は、新型コロナ感染症臨時交付金により実施をする中川村魅力発信事業に既存の予算を組み替えるものであります。

19 ページの地方創生推進事業 500 万円は、子育て世帯住宅取得事業等の申請が増えているため追加をするものであります。

地方創生拠点施設管理事業 84 万 4,000 円は、今後の都市地域からのテレワーク等の需要増を見込んで、臨時交付金事業により村内移動用にレンタル用スポーツイブイク 5 台を購入するものであります。

地域おこし事業 437 万円は、地域の食材を活用したスイーツや加工品開発に携わる

地域おこし協力隊員1名を新たに雇用する経費の追加であります。

20 ページの諸費、防災対策費198万7,000円は、臨時交付金事業により災害時における避難所の新型コロナ感染拡大防止対策として必要な資機材を整えるもの。

特定目的基金費100万円は、ふるさと応援寄附金追加金を地域づくり基金に積み立てるものであります。

21 ページの戸籍住民基本台帳費の交付金120万円は、個人番号カード交付等事務に係る地方公共団体情報システム機構への交付金。

選挙費、選挙管理委員費の消耗品は、委員のバッジが古くなっているため更新をするものであります。

続きまして22 ページの3款 民生費であります。社会総務費の需用費2万9,000円と役務費30万円は、冒頭、村長が挨拶で申し上げました今般の新型コロナによる住民生活や雇用環境などへの影響を把握し今後の対策の参考とするため各家庭に対して郵送形式で実態調査を行うものであります。

老人福祉事業の委託料30万円は、家族と離れて暮らす独居の高齢者等が新型コロナ感染予防のため家族が帰省できないような状況において村内介護施設等に必要な支援を委託するものであります。

交付金80万円は、新型コロナ対策支援として村内の介護保険事業所に対して1事業所当たり10万円を交付するものであります。

23 ページの老人福祉施設管理費の修繕料89万5,000円は高齢者憩いの家の修繕費であります。煙突、屋根の修繕は、現在施工しているまきボイラー設置工事施工の中で破損が発見をされたため、同工事に併せて修繕を行うものであります。

児童福祉費、児童福祉総務費の50万円は子育て世帯への臨時特別給付金で、対象世帯、児童数が当初の見込みより増えることが予想されるため増額するものであります。

以下、人件費に係る補正でありますので、少し飛びまして25 ページ、4款 衛生費の保健衛生総務費、水道事業費250万円は、西原地籍の給水管布設替え工事に係る負担金であります。

26 ページ、予防事業の需用費246万9,000円は、小学校、公共施設等で使用するマスク、消毒液、非接触型体温計など購入費で、今後の感染拡大の際の備蓄分を含めて確保するもの。

交付金50万円は、新型コロナ対応で様々な面で負担が増えております村内医療機関等に対して1事業所当たり10万円を交付するものであります。

27 ページ、農林水産業費であります。農業費の農業振興費、鳥獣害防止対策事業の補助金72万円は、わな用発信機24セットの購入に対する補助金で、村の有害鳥獣駆除対策協議会に対して交付をするものであります。

28 ページ、林業振興費、林業振興事業の委託料は、松くい虫被害木除去業務31万円と松くい虫被害木以外の危険木除去に対する業務50万円。

補助金10万円は、ペレットストーブ導入に対する補助金1件分を追加するものであります。

森林体験施設管理事業の工事請負費220万円は四徳森林体験館の水源の濁りを除去するための除濁設置工事、施設の本格的な再開に向けて給水施設の改善を行うものであります。

29 ページの7款 商工費であります。商工振興費、商工振興事業報酬10万8,000円は、飲食店のテークアウト事業支援のための会計年度任用職員報酬。

負担金1,792万1,000円は、新型コロナの影響により消費が落ち込んでいる地域経済の活性化を図るため商工会と連携して行うプレミアムつき商品券発行事業に係る負担金で、臨時交付金を活用して実施するもので、内容につきましては、さきの全協で御説明したとおりでございます。

補助金のうち商工振興事業30万円は、テークアウト事業など、新型コロナ対応のため飲食店が新たに取り組む事業に対する補助金。

キャッシュレス消費者還元事業75万円は、つれてってカード協同組合が実施をしておりますキャッシュレス消費者還元事業に対する補助金の追加で、今般の情勢を踏まえて加盟3市町村の上乗せ分を7月以降も引き続き9月まで継続して補助を行うものであります。

繰出金1,000万円は、議案第5号で御承認をいただきました商工業振興資金貸付基金の積み増しを行うものであります。

観光費、観光事業委託料100万円の減額は、補正予算第2号で計上いたしました村内工芸作家や農家等の支援を目的にウェブサイトの充実を図るための事業につきまして、今回、臨時交付金事業により実施をする企画費の中川村魅力発信事業に組替えを行うものであります。

負担金150万円は村内の宿泊施設利用者に対して村内観光施設や商店、飲食店等で利用する3,000円分のクーポン券を配布するもので、村観光協会と連携をして行うもの、補助金16万5,000円はテレワークによる新しい働き方を体験してもらうためシェアオフィス利用者等の宿泊費の補助を行うもので、いずれも臨時交付金事業で行うものであります。

30 ページの観光施設管理事業の委託料のうち100万円は陣馬形キャンプ場の再開に向けてキャンプ場周辺の環境整備や施設管理、登山道の整備等を行うもので、30万1,000円は今シーズン休業する桑原キャンプ場の浄化槽の水抜き清掃を行うものであります。

地場センター管理事業は全体で372万1,000円の追加であります。県の地域発元気づくり支援金を活用してチャオ、地場センターの空きスペースにシェアキッチンを整備し、村内で飲食業を始めようと考えている起業家等の支援と地場センターのにぎわいの創出を図るものであります。

31 ページの土木費であります。土木総務費委託料330万円は、現在、村内で着手、あるいは今後計画されている国、県等の事業に合わせて土地改良事業の検討や河川、道路の整備などについて早急に地元関係者や関係機関との協議、調整を行う必要があるため、公共工事発注者支援機関に認定をされ、国が発注する事業を中心に多くの公

共工事等支援業務の実績を有する団体に業務を委託するものであります。

道路橋梁費、道路維持管理費、工事請負費 500 万円は、本年 3 月に落石事故が発生をしました村道大草桑原線ののり面工事、防災工事を行うものであります。

32 ページ、住宅管理費委託料 55 万円は、戸建ての村営住宅の譲渡希望者募集に当たり、宅建法による建物調査の資格を持った建築士に現在の建物の評価と水回りを中心に補修が必要な箇所などの点検を委託するもので、現在空いているアルプスビュー沖町の 1 戸を含めて 5 戸を計上しております。

33 ページの消防費の非常備消防費、報償費は、消防団退職の増による退職報奨金の追加。

需用費は、歳入で御説明をしました消防団員用のヘルメット、反射安全ベスト、双眼鏡等の購入費。

備品購入費は、発電機 2 台と投光器 3 台の購入費であります。

34 ページからの教育費であります。35 ページの学校給食センター運営事業の役務費と工事費、合わせて 310 万 3,000 円の減額は、当初予算で計上いたしました生ごみ処理機について、予算審議の中での御意見等を踏まえて今年度は見送り、処理方法について再度検討を行うため減額するものであります。

交付金の 14 万円は、学校の臨時休校によりキャンセルとなった食材費分について、国の補助金を受けて村が負担するものであります。

小中学校管理費は小中学校における I C T 環境整備関連予算で、情報通信ネットワーク設備整備、全児童生徒が使用できるようにするため、不足している生徒用パソコンの購入費、G I G A スクールサポート業務の委託費、I C T 教育やオンライン学習を行うためデジタルドリルの導入費用など、総額で 3,473 万 2,000 円を計上いたしました。

36 ページの中学校費、中学校管理費の需要費は学校施設の修繕料、工事費 130 万円は新型コロナウイルス感染予防対策を含めまして保健室の環境改善工事を行うものであります。

37 ページの社会教育費、文化財保護費の委託料 38 万 5,000 円は、春先の強風で大枝が折れてしまった石神の松の修復作業の委託料であります。

38 ページ、文化センター管理事業の需用費は文化センター施設の一般修繕料。

委託料の 580 万円と工事請負費 1,166 万円は、先ほど御説明をいたしました落雷により故障した文化センター周辺施設の設備の修繕費と機器の老朽化により故障し使用できなくなっている文化センター空調設備の調査設計費であります。空調設備につきましては、現況を調査した上で設備の更新方法について検討が必要なため、今回は調査設計費のみを計上いたしました。また、大ホール以外の各室について、今シーズン、夏季の空調設備に使用が困難であることが予想されるため、空調機のリース料 66 万円を併せて計上しております。

40 ページ、最後に予備費 1 万 1,000 円を減額し、予算の調整を行うものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○保健福祉課長

まず、議案第 11 号 令和 2 年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）をお願いいたします。

第 1 条で総額に歳入歳出それぞれ 400 万円を追加し、予算の総額を 4 億 5,700 万円とするものです。

初めに歳入ですが、国 5 ページを御覧ください。

国保税は、予算の調整のため 81 万 8,000 円を減額しました。

国 6 ページの県支出金は、新型コロナウイルス感染に伴う傷病手当金支給の全額を国が財政支援するため、概算で 10 万円を増額します。

国 7 ページの諸収入は、令和元年度 12 月補正にもありました令和元年度保険給付費の還付として 471 万 8,000 円を雑入科目で収入します。

続いて歳出ですが、国 8 ページを御覧ください。

総務費は、消耗品 8 万円を増額します。

国 9 ページの保険給付費は、傷病手当金を歳入と同額の概算で 10 万円計上します。

国 10 ページの国保事業費納付金は、納付金の額が確定したため、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護給付費分、合わせて 112 万 5,000 円を減額します。

国 11 ページの保険事業費は、会計年度任用職員の報酬、期末手当、通勤手当を 46 万 4,000 円増額します。

国 12 ページの諸支出金は、医療給付について県の交付金により支出されるため県への返還が必要となり、雑入科目で収入した額と同額の 471 万 9,000 円を増額します。

国 13 ページの予備費で調整しました。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第 12 号 令和 2 年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）をお願いいたします。

今回の補正は、予算総額に増減はなく、歳出間での調整を行うものです。

歳入はありません。

歳出ですが、介 3 ページを御覧ください。

総務費は、新型コロナウイルス感染症啓発パンフレット作成のため印刷製本費を 21 万 5,000 円増額します。

介護認定調査員の通勤手当を 2 万 3,000 円増額します。

介 4 ページの地域支援事業は、介護運動指導士の通勤手当を 2 万 1,000 円増額します。

居宅介護支援専門員と保健師の報酬、期末手当、通勤手当を 19 万 7,000 円増額します。

以上の補正額を予備費で調整しました。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○建設水道課長

議案第 13 号及び第 14 号について提案説明いたします。

まず、議案第 13 号 令和 2 年度中川村水道事業会計補正予算（第 1 号）について提案説明いたします。

今回の補正は収益的収支に関わるもので、一般会計からの繰入金を財源とする給水管工事費及び4月26日と5月6日に発生した落雷による水道施設被害に対する保険金の収入とその修繕費を計上するものです。

予算書本文、第2条で収益的収支、水道事業収益の営業収益に250万円、営業外収益に130万円を追加、水道事業費用の営業費用に380万円を追加し、収入総額を1億3,480万円、支出総額を1億2,180万円とするものであります。

6ページ、予算実施計画明細書を御覧ください。

収益的収入では、営業収益のその他営業収益に一般会計補正予算から負担金250万円、営業外収益の雑収益に保険金収入130万円を計上しました。

7ページ、収益的支出では、営業費用の修繕費に130万円、給水管工事費に250万円増額をいたします。

以下、補正予算に関する説明書といたしまして予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を添付してございますので、それぞれお目通しをいただきまして、提案説明とさせていただきます。

続いて、議案第14号 令和2年度中川村下水道事業会計補正予算（第1号）について提案説明いたします。

今回の補正は収益的収支に関わるもので、4月26日に発生した落雷による下水道施設被害に対する保険金の収入と修繕費を計上するものです。

予算書本文、第2条で収益的収支、下水道事業収益の営業外収益に45万円を追加、下水道事業費用の営業費用に45万円を追加し、収入総額を3億964万3,000円、支出総額を3億845万円とするものであります。

続いて、第3条は、地方公営企業法施行令第4条第4項に基づき会計年度以前に発生した未収金及び未払い金を法の適用日の事業年度に整理をして、それぞれ886万9,000円、1,683万4,000円とするものであります。

8ページ、予算実施計画明細書を御覧ください。

収益的収入では、営業外収益のその他営業外収益に保険金収入45万円を計上しました。

9ページ、収益的支出では、営業費用の修繕費に45万円を増額します。

以下、補正予算に関する説明書といたしまして予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を添付してございますので、それぞれお目通しをいただきまして、提案説明とさせていただきます。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これから議案第10号から議案第14号までの質疑を行います。

質疑はありませんか。

○7 番 (桂川 雅信) 私、一般会計補正予算に対する意見を述べたいと思います。

質疑でよろしいですか。質疑でした？じゃあ討論……。質疑ですね？

○議 長 質疑です。

○7 番 (桂川 雅信) すみません。

○議 長 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

○7 番 (桂川 雅信) 一般会計補正予算に対する実は質疑にしたいと思っていたんですが、御回答いただく内容が大体想定できましたので、意見として述べたいと思います。

私は一般会計予算に賛成する立場から討論に参加したいと思います。

私は、今回の補正予算では新型コロナウイルスの感染症により全国的に広がった影響を最小限に抑えるための施策が盛り込まれたというふうに評価しております。

村内では、今年になってから、感染症への対応から、やむなく営業自粛が広がり、他産業での自粛の影響から自らも影響を受けてしまうという連鎖的な経営困難や売上げの激減が広がってしまいました。このような中で、村がいち早く村内事業者を励まし続けたことは、私は全国的に見ても先駆的な取組だったと考えます。

事実、春からの書き入れどきに打撃を受けた花卉農家やフリーランスの事業者などから立ち上がりの早い対応で助かった、気持ちが前向きになったという声を聞いております。確かに支援の額はそれらの事業者にとって十分なものとは言えないかもしれませんが、村が村民を最後まで支えるという意思表示は確かに伝わったものと感じました。

休校措置が続いた学生や高校生に対する支援は、保護者だけでなく、学生たち本人にも感染症に対する村の意図を伝達する上で大きな役割を果たしたと感じます。村民のある方からは、娘が親元を離れて都会の学校に入学したばかりで休校措置となり、親としては戻りたい気持ちをこらえていたときに村からの支援金の話があり、気持ちとしては大変ありがたいと思ったという話を聞きました。これは、金額の話ではなく、村の意図を気持ちとして受け止めたということだと思います。

みんなが苦しい思いをしているときに、少しでもそれを支え、この難局を切り抜けようという行政の姿勢をこれからも持ち続けていただきたいと思います。

さて、今回の補正予算では、教育関連でICT関連予算が大幅に増額となりました。休校措置の拡大によりオンラインによる児童生徒とのつながりを重視するためにハード整備が緊急に必要なことは理解できますし、急ぐべきであるとの見解の賛同するものですが、問題は、ハード整備ができれば今回の問題が解決するわけではありません。ICTは情報伝達技術の1つにすぎず、教育そのものをこの技術で全て代替できるものではありません。むしろ問題は、この情報伝達技術を用いた学校教育の内容そのものをこれからつくっていく作業が膨大にあるんだということ、保護者だけでなく、行政分野の多く皆さんが知っておくべきであろうと考えます。パソコン、タブレット、ルーターが勝手にそろったら、すぐにオンライン授業ができるわけではありません。もっと言えば、我が国のオンライン授業そのものが教育現場で確立された

プログラムとなっているわけでもありませんし、そもそもオンライン授業が教育的な評価をしっかりと受けている状況ではありません。ハードがそろったのに学校は何やっているんだといった非難が学校に向かうことを私は強く懸念しております。私は、ぜひ学校現場の状況がどうなっているのかを行政も保護者も村民の皆さんにもしっかりと見ていただきたいと思えます。

村の小中学校は、続いた休校措置で減少した授業時間数を回復させるために懸命の努力をしています。教員の授業計画は、全体計画が変更されれば、毎日の授業をそれに合わせて変えねばならないのです。本来ならば普通にこなしていた授業を、今年だけは全体を多少縮小しながら、それでも指導要領の重要部分をもれず生かすためにどうするのか、教員はこれまで以上の努力が必要となっています。そのような中でオンライン授業の中身をどうやってつくるのか、恐らく現場の教員は混乱の極みであると私は察しています。

私は、かつて教員を要請する大学で学生を教えておりました。その際、教育委員会や学校現場ともそれなりのつながりを持った経験があります。その経験から申し上げますが、現在の学校現場は異常な事態に陥っています。年間の授業計画そのものが大幅に変更させられた上に、オンライン授業のほうに全く未知の教育プロセスを持ち込まれようとしているのです。これは個々の教員の能力で解決できる問題ではありません。新しい課題を学校教育に持ち込むには、それなりの覚悟が行政側にも必要だと思います。少なくとも未知の教育プロセスを村の小中学校の教育に定着させるためには今以上の人的資源を投入する必要があるはずで、村では、本年度予算でICT支援員を予算化しておりますが、これはハード操作の支援をするための人材です。問題は、オンライン授業の内容を構成するプロセスをいかに教員のものにするかという指導員が別途必要であるということです。

御存じない方も多いので申し上げますが、本年3月に全国的に休校措置となった以降、都会では4月入学式翌日から毎日オンライン授業を実施した学校があります。しかし、その学校では既に数年前からこれらの準備をしていたのです。

ICTを活用した教育の眼目は、それを支える指導員をどれだけ配置できるかに関わっています。新たな人的資源の投入を行政としても覚悟を持って考えていただきたいと思えます。

以上です。

○議 長
○5 番

ほかに討論はありませんか。
(松村 利宏) 賛成の立場で討論させていただきます。

中川村は、令和2年度一般会計補正予算(第3号)で国、県と連携し村民のために各施策を行っており、十分評価できるというふうと考えております。

国は、5月25日、緊急事態宣言を全て解除しました。

県は、5月29日、ロードマップを示し、当面の県の対応を明らかにしました。今月19日から、県は、県内利用拡大、交流展開期として、原則として首都圏を含め往来を自由とします。

中川村は、都市部から伊那谷への人の移動が始まることにより、新型コロナ対応を今まで以上に行うことが必要になります。さらに、新型コロナウイルス感染症の2次3次拡大対応もしなければなりません。

当面、村は、今般の補正予算で今までに疲弊している飲食業、観光農業、宿泊事業への支援を行い事業計画を確立すること、学校教育法における生徒の心情把握と学業の進捗を図りながらオンラインによる教育体制を確立することを重視しなければなりません。

今後、村は、伊那谷、村で新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応、困っている人に対する経済支援のための補正予算、オンラインによる教育による中学校3年生が高校受験を安心して受けられる体制を整えることが必要となってきます。行政は、新型コロナウイルス感染症予防に留意しつつ支援業務に万全を期していただきたい。

以上。

○議 長

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、議案第10号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は午前10時45分といたします。

○議長 [午前10時36分 休憩]
[午前10時45分 再開]
会議を再開します。
日程第18 一般質問を行います。
通告順に発言を許します。
6番 中塚礼次郎議員。

○6番 (中塚礼次郎) 私は、さきに通告いたしました30年から開塾されました未来塾について質問をいたします。
新型コロナウイルスの感染拡大により特措法に基づく国の緊急事態宣言が発令されてきましたが、感染状況や医療体制が改善したと判断、25日の全面解除により全都道府県で解除がされることとなりました。各地で学校再開の動きが本格化されており、中川では、臨時休校を3月4日から春休みの4月3日まで、卒業式を小学校が3月17日、中学校は18日、4月の4日に小中の入学式、5月7日8日に分散登校を実施、5月の11日から18日まで臨時休校が延長され、19日から授業が再開、分散登校を地区割で実施し、学校給食も19日から再開され、登校する元気な児童の声が戻ってまいりました。今までに経験のない新型コロナウイルスの感染症により小学校、中学校の思い出に残る卒業式、入学式が自粛、縮小された式となってしまう、児童、生徒は無論、家族や教育関係者には無念な思いをされたこと、本当に悔しい思いです。
長期に及んだ臨時休校による授業の回復について、教育委員会の説明では、中学校は夏休み32日間のうち17日間を授業に充て、小学校は水曜日の5校授業を6校授業とし、夏休み29日間のうち8日間を授業に充てるという予定とのことですが、危惧されるのは、児童、生徒の中で授業内容をよく理解されず、分からないまま進んでいってしまうことではないかというふうに思います。
平成30年度に学習支援事業として開塾された未来塾は、分からなくて困っている、家庭での学習がなかなかできない、そんな生徒への救いの支援になってきたのではないかというふうに思います。
未来塾の運営の状況、抱えている課題、今後の運営方針についてお聞きをしたいというふうに思いますが、まず、現状ではコロナウイルス感染により塾は開かれていませんが、開塾からの運営状況、塾生徒の数、開塾の日数、また塾の時間、曜日、夏休み等の対応についてお聞きをしたいというふうに思います。

○教育長 平成30年度は、参加者は、夏休み前までは1日当たり1年生平均20名、2・3年生はそれぞれ平均10名くらいでした。秋になって2・3年生はそれぞれ5・6名と減少してきましたので、11月に2回目の打合せ会を持ちました。
開塾、塾を開いておりましたのは月曜日と水曜日で、運営時間は3時15分～4時15分の1時間です。
夏休みは午前中4時間を5日間、冬休みは2日間の実施で、参加者は熱心に学習をして、皆勤者もおりました。
昨年、令和元年度は、1時間の放課後学習は水曜日のみとなりました。職員会議の

ある日は完全下校にしたいという学校の願いから、実施回数は少なくなりましたけれども、先生方も加わって支援が行われました。
夏休みは7日、冬休み2日、計9日間の4時間学習は、参加者は約30名で、熱心に取り組まれました。
小学校でも未来塾が行われまして、両小学校でプール解放前の1時間を3日間実施しました。参加者は両校合わせて1日平均50名で、夏休み帳を中心に熱心に学習が行われました。

○6番 (中塚礼次郎) 今、教育長のほうから今まで取り組んできたそれぞれの参加の状況、実施された塾の全容のお話がありましたが、小学生も50名というふうな参加もあったということで、大変、当初の学習支援事業として村として取り組むべきだというふうなことで始まった塾がいい方向に向いてきたというふうに今お聞きをいたしております。
それで、塾の運営や子どもたちに思いを寄せる本当にありがたいサポーターの方たちの協力があることは聞いておりますが、サポーターの現状、それからサポーターの抱えておる課題と、もしお話ができればサポーターの方たちの子どもたちや塾に対する思いなどについて感じられることがあればお聞きをしたいというふうに思います。

○教育長 支援は、コーディネーターの方、1名でありますけれども、とサポーターの方々で行われております。平成30年度は合わせて5名で始まり、夏休みのときには8名をお願いをしました。令和元年度も5名で始まり、夏休みは先生方も加わって8名でありました。夏休みなどは、1日4時間を5日間連続で支援をしていただき、少ない人数の皆さんで大変だったというふうに思っております。
そんなわけで、課題は、まずサポーターの方がさらに増えてほしいことです。
コーディネーターやサポーターの方の子どもたちや塾に対する思いとしましては、自分から進んで質問することが増えてほしいこと、水曜日の1時間学習の回数が昨年は少なかったんですけども、この回数が増えてほしいこと、参加する人がさらに増え、特に中学3年生にもぜひ大勢参加してほしいことというような声が聞かれております。
昨年新しくサポーターとして参加された方の感想に「コーディネーターやサポーターの方たちの子どもたちを応援する気持ちが強く感じられて、中川のよさだとうれしく思いました。」という声がありました。

○6番 (中塚礼次郎) 今、協力していただいておりますサポーターの方たちの子どもたちに対する温かい思いやりというふうなもののお話がされましたので、安心しております。
それで、今期の夏休みは臨時休校による授業回復のための開塾はできないというふうに思うわけですが、夏休み等での開塾の日数を増やしてほしいというふうな要望が今までもあったわけで、そういう方向に向けて努力をしていただいております。今年度の開塾については、お話のとおり難しいところがありますけれども、これか

ら相談していくところであります。開塾の日数としては昨年度までくらいがよいというふうにとらえておりますけれども、そんなわけで、今年度は難しいと思っております。

今後は、できるだけ多くの人に参加してもらえようように声をかけていくことと、サポーターの方がさらに増えてもらえるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

○6 番 (中塚礼次郎) 今年度は、コロナ等関係で夏休み等の対応はちょっとできないというのですが、それで、小学生の基礎学習は非常に重要だというふうに考えるわけですが、理解ができないままに進んでいってしまっただけでは中学に進んでも楽しい授業科目にはならないというふうに思うわけですが、未来塾も小学生も対象として取り組んでおられるわけでありまして、特にそういった意味では、小学生の方たち、子どもたちも塾にぜひ参加してもらおうというようなことは非常に大事じゃないかというふうに考えるわけでありまして、その点についてはどうでしょうか。

○教育長 昨年度はプールの開門前の1時間ということで非常に参加がしやすかったというよさがあったかと思っております。今年度は、その点でも、やはり通常の年と同じようにはいかない部分がありますので、相談をしてみたいと思っておりますけれども、昨年度の例に倣って学校調整を行っていききたいというふうに思っております。

○6 番 (中塚礼次郎) ぜひ小学生も、なかなか、数学が苦手だとか嫌いだとかというふうな状況が中学に行き出てきてしまうと、学校自体が面白くないというようなことで勉強のほうへも身が入らないというような現象につながっていくんじゃないかというふうに思っておりますので、できるだけ基礎的なものをしっかりと小学生のうちにクリアしてもらおうということがいいんじゃないかというふうに私は考えます。

それで、新型コロナウイルスの感染による全国一斉の休校が実施されたことにより、国は家庭でのオンライン学習を進めるためのGIGAスクール構想の完成時期について令和5年度から前倒しをして今年度中の完成を決定いたしました。

村も全児童・生徒に1人1台のパソコン購入など、学校のICT環境整備に向け取組を進めております。オンライン学習等の実践に向け、教職員の負担はさらに大きくなることも考えられますが、最も心配されるのは児童、生徒への負担だということに思います。学習面での理解が十分できず取り残されていく児童、生徒が、オンライン学習が実施されることでさらに置き去りになりはしないかということが大変危惧されるわけでありまして、この点についての対応と考えをお聞きしたいと思います。

○教育長 まず、未来塾の充実や定着化についてでありますけれども、充実には、やはりサポーターの方の増員が必要だというふうに思っております。平成30年度にはサポーターとして大学生の参加がありまして、生徒たちも先輩として身近に感じたことと思われ、学生の協力も今後考えていきたいというふうに思っております。

水曜日の実施を定例化していくことで、水曜日は、毎週、未来塾というように生活のリズムになっていけるとありがたいというふうに思っております。

中学校の場合、ランチルームで1人1机というような形で実施できた状態がありま

したけれども、これがよかったという感想がありました。ランチルームの活用は定着の要因というふうに思います。

今年度は、新型コロナウイルス感染症対策も考えながら計画を立てていきます。曜日や場所が固定化してくることで定着に近づくのではないかとこのように思っております。

オンライン学習のことにつきましては、教職員の中にもICTの関係に得意な人と得意でない人がやはりおります。村内3校の教職員研修会で今までに2回、研修を行ってきました。また、学校内での研修も行ってきたところでありまして、今後も各校の得意な先生が中心になって研修をしていきます。

児童、生徒でありますけれども、ICTの機器にやはり触れた経験の多い子ども、あるいは経験の少ない、またはない子どもたちもおります。指導については、初めての子ども、慣れていない子どもを中心に置いて丁寧に進めていってほしいというふうに思います。

臨時休業明けで焦る学校の気持ちはありますけれども、教科等の学習の時間をしっかりと確保するとともに、授業時間の中で特別支援教育支援員の先生の支援や、中学校ではチームティーチングや学習支援員の先生の支援によりまして、一人一人の児童、生徒が分かる授業に取り組んでもらいたいというふうに思っております。

○6 番 (中塚礼次郎) コロナによる休業の遅れで焦る気持ちはあるかというふうに思いますが、ぜひ取り残しの子ども、児童、生徒のないようお願いしたいというふうに思います。

それでは、新型コロナ感染拡大による緊急事態宣言の発令により、経済活動に及ぶ自粛は、飲食業、観光業、中小・個人事業者など幅広い業種にとって大きな打撃となっており、閉店、倒産、それによる失業へと大きく広がっております。今日までの解雇、雇い止めによる失業者は1万6,726人に及び、今後、それは120万人が予想されるというふうなことも言われております。

コロナウイルス感染の色合いの中で痛切に思わされたことは、格差社会の現実であります。感染拡大による経済への大きな打撃はあらゆる業種にわたっていますが、特に派遣社員や非正規労働者、パートの解雇、雇い止めにより多くの労働者が失業に追い込まれ、生活苦の路頭に迷わされていることです。労働力の調整弁とされ、格差社会で苦しみ、感染症拡大の中で格差社会の現実を改めて思い知らされていることと思っております。環境や経済による格差は学力格差に、それは格差社会をさらに拡大させるものというふうに考えます。

私は、未来塾が児童や生徒の将来に対し大きな救い、そして役割を果たすべきものだというふうに考えます。未来塾の今後の発展、展望、取組について考えをお聞きしたいと思います。

○教育長 未来塾は、自分から進んで学ぼうとして参加して、そういう意欲に支えられて学びを進めることができる、そういうよさがあるというふうに思っております。その主体的な学びは、学校教育法にも学力の3要素の1つとして主体的に学習に取り組む態度

というふうを示されておりまして、未来塾もこの学力に関わっているというふうを考えます。全ての子どもが持てる力を十分に発揮していける教育を目指して、多くの児童、生徒に未来塾に参加してもらうこと、児童、生徒が参加しやすい場所や時間帯について相談していきます。

未来塾は、コーディネーターの方やサポーターの方々の子どもたちを応援する強い熱意によって進められております。このことに感謝し、しっかり打合せをしておきます。多くの子どもたちに参加してもらいたい、殊に困難を感じているような子どもたちが参加してくれるといいわけでありますけれども、そここのところを課題と感じながら打合せをしていきたいと思えます。

○6 番 (中塚礼次郎) 今、教育長の大変心強い御回答をいただきました。中川村は、こういった中山間の村でありますので、今、環境の格差っていう面から言うと、村内の中に塾というものが無いし、都会あたりでは、もう身近に塾があって、そこでもう高校入試に向けたりとか将来に向けて勉強したりする機会は十分にあるという環境だというふうにするわけですが、中川村のような環境の中に置かれた子どもたちを少しでも応援するという意味で、この未来塾をさらに、今、教育長の言うように発展して、子どもたちがどんどん集まってくれて、それが当たり前になるような塾としてさらに発展させていただきたいというふうに思えます。よろしく願いいたします。

以上で私の質問は終わります。

○議長 これで中塚礼次郎議員の一般質問を終わります。

次に、7番 桂川正信議員。

○7 番 (桂川 雅信) 私は、さきに提出いたしました一般質問通告書に従いまして質問をしたいと思えます。全部で4問ありますので、1問ずつ御回答いただきたいと思えます。

最初は、半の沢谷埋め盛土についてです。

村長は、昨年9月議会において、半の沢の盛土問題では谷埋め盛土の専門家に意見を聞いて最終判断をすると回答しておりました。

2018年9月議会では、村民の命と暮らしに影響を与えるという疑念が大いにあるなら、その盛土はすべきでないというのが私の考え方であるとも述べています。

本年3月11日に京都大学防災研究所の釜井俊孝教授から役場に対して半の沢の盛土問題に関するコメントがメールにて届いているはずですが、釜井教授から私宛てにも役場に送られたコメントと同文が送られてきておりましたので、それを拝見しました。

私の知る限りでは、京都大学防災研究所の釜井教授らは科学的・技術的側面から谷埋め盛土の危険性を問いかけてきた方々で、平成18年の宅地造成等規制法の改正に大きな役割を果たしました。その際の釜井教授らのスタンスは、谷埋め盛土を安全なものにするためにはどうすべきかという視点から取り組んでおり、既に造成された谷埋め盛土宅地を否定するような動きではありませんでした。

しかし、法改正によって国は大規模谷埋め盛土の実態調査と危険箇所の対策工事を都道府県に求めてまいりましたが、計画どおりに進まないため、国は対策工事の補助

率を引き上げました。なぜ谷埋め盛土の調査や対策工事が全国的に進まないのか。それは、もともとこれらの谷埋め盛土の許可を都道府県が開発工事として認めていたために、その土地を購入した住民に今さら対策工事に費用出させ、あるいは地下水位の観測など維持管理を義務づけることが困難だからです。

釜井教授らは、国民の財産を守るという視点から斜面工学を見ており、不動産ディベロッパーにはそれなりの責任を果たすように述べています。

J R東海の谷埋め盛土計画についても、その責任は未来永劫続くものと考えべきとの意見は、以前から釜井教授のほうは出されておりました。釜井教授は、専門家同士の技術的な問題での論争は水かけ論になってしまうとして、第三者委員会の報告に対する直接的な言及を避けておりますが、それでも盛土構造の根幹部分では次のような重要な指摘をし、また疑問を呈しております。

(1) 斜面勾配が1対1とされている図9-1について確認してほしい。この図の何番というのは、図番号は村のほうから送られた報告書の図番号だと思います。

(2) 流水が水路からあふれて斜面を流れ下った場合でも盛土は安全なのかという点について、あふれないから大丈夫だけではなく、あふれた場合にどうなのかを検討すべきではないか。

(3) 上記のような現象は記録的な豪雨の最中にほぼ連続して短時間のうちに起きると予想されるが、第10章を見る限り、そうした危機管理に関する項目が見当たらないのはなぜか。

(4) 上流からの土石流に対して予測を超えて土砂が砂防ダムを乗り越えた場合、もしくはダムの下流側の沢から土石流が出て場合、この土捨て場はかなり悲惨なことになります。当たり前ですが、土砂は開水路からあふれるので、斜面を侵食しながら本流に流れ下ります。その際、残土を巻き込むので、体積は膨れ上がると予想されます。頂いた資料では、こうした事態を防ぐ手だてが検討されたかどうか分かりません。

(5) 橋の架け替えが難しいのならば、いきなり土捨て場に行くのではなくて、他の代替案、道路だけを盛土で築造することも検討すべきである。

(6) 10年後に技術検証委員会を設けることになっています。しかし、上記の浸食や土石流等の様々な問題は、10年で顕在化することはまれです。したがって、中川村や住民代表が委員となっても、観測データ上、異常がないということになってJ Rの逃走劇は成功すると思えます。そもそも、図10-3を見ると、観測は5年でやめることにことになっていて、J Rは安上がりに早く手を引けるようになっています。

指摘の1~6のうち5の代替案の検討を除けば第三者委員会の報告書の内容に関する疑問であり、盛土の安全性に関する指摘でもあるので、村長から直接J R東海に回答を求めていただきたい。

(5) の意見は私の検討していた、全面盛土ではなく台形盛土によって県道を築造すれば、地下水位の異常な上昇もなく、安全性も高まり、維持管理上も上流からの土石流被害などを直接的に受けないので、県にとっても有利なはず、との提案を受けたものと理解しています。第三者委員会はJ R東海の提案内容だけで審査を行っていま

すが、県には第三者委員会の設立時点で伊那谷・残土問題連絡協議会からも上記の代替案の検討を行うように申し入れを行っています。この代替案は、盛土と県道の安全性を高めることはあっても、誰も困る内容ではありません。盛土量が多少減るくらいですが、県道トンネル残土は全て使用しますし、将来的な地域住民、道路利用者の安全と煩雑で費用のかかる維持管理を考えれば、県がなぜこの代替案の検討を真剣に考えないのか不思議です。

村長は、以前から最終的には専門家の意見を聞いて決定すると述べていましたので、少なくとも県に対して代替案の検討を正式に申し入れるべきと思いますがどうか。

何度も申し上げるように、この代替案は、盛土による県道の築造という点では、安全性は全面盛土よりも各段に優れており、道路部分の維持管理という点でも県は台形盛土部分の通常の管理だけで済ませることが出来ます。逆に言えば、私は、県が全面盛土完成の10年後に全ての施設を県が引き継いで管理を行うという点について大きな疑問を持っています。そもそも、認定される道路部分以外の盛土部とその範囲に設置された地下水位観測井や揚水施設、電源施設などについて県が管理を行う根拠があるのか疑問だからです。道路管理施設として必要なものとして管理するのであれば、現時点で伊那建設事務所から県の管財部門、知事まで決済が下りなければ、県の決定として受け止めることはできないのではないのでしょうか。村長はそこまで県の意図を確認したことがあるのでしょうか。もし確認していないならば、これを機会に確認することを求めます。

○村長 個別の6点の御質問と総括的などころでの御質問をいただきましたので、説明を順番に追いながらお答えをしたいと思いますというふうに思います。

まず最初に、盛土計画図面9-1に関しても盛土の斜面勾配の確認でございますけれども、この半の沢の盛土計画に関する説明資料、こういったものが2月21日に長野県から私どものほうに送ってこられて、説明をしていただきました。この中で、図面では1対2の勾配の表示がされております。また、過去のリニア対策協議会でも説明のあった勾配であります。基本的に、この勾配は堤防を築造するときの勾配だというふうにお聞きをしております。

2点目の御質問です。流水が水路からあふれた場合にどうなるかを検討すべきであるということでもありますけれども、半の沢の上流は砂防溪流であります。このため、もし土石流が起きるといような状態を考えますと、流木、礫交じりの土石流が想定されるわけでありまして、このために鋼でできた鋼製スリット型の砂防堰堤と直下に帯工、こういったものを設けて開水路につなげている、こういう設計になっております。そのために、あふれない設計となっているというふうに理解をしております。

先ほど申しましたとおり、県から渡された説明資料には、このときの設計条件、高強度等、勾配も含めてであります。細かく説明があった上で、設計の断面を採用したと、こういうふうになっております。私は専門家ではありませんけれども、そのことが書かれておりました。ですから、開水路につなげているのであふれない設計になっているというふうに理解はしておりますけれども、詳細については、納得のいく説明

をもう一度お願いをするということが必要だというふうに思っております。

それから、3点目の御質問です。記録的な豪雨の最中に土石流が発生して流路を乗り越えることが予想されるけれども、危機管理に関する項目が見当たらないのはなぜかということでもあります。

半の沢の盛土計画に関する説明資料、これ全部で10章からなっております。議員がおっしゃられたのは10章目のところであります。この10章目は、盛土及び路面、防護柵等の安全管理体制に触れておるわけでありまして、砂防堰堤、帯工、開水路については触れていないので、県に説明を求める必要があるというふうには考えております。

続きまして、頂いた資料では残土を巻き込み体積膨張する手だてが検討されたか不明であるということでもあります。

先生にお渡しした資料は、1月の段階で第三者委員会から概略の設計を受けて、これを長野県側が私どものほうに説明をした部分の資料であります。この中には、県の盛土計画に関する説明資料、このものが全て載って、今申し上げた8つには載っていないわけでありまして、先ほど言いました説明資料、県から2月に頂いた説明資料の中に検討経過が載っております。

それから、次の御質問で、橋の架け替えが難しいのならば、土捨て、盛土に進むのではなくて、道路だけを盛土で構築する代替案も検討すべきであるということでもありますけれども、半の沢の橋梁面から16.5m下に盛土をいたしまして仮設道路として使用し、橋梁撤去を行う、そういう計画も示されております。釜井先生にお示した中には、この手順をお渡ししておりませんもんですから、御存じないのは無理はないというふうに思いますけれども、橋梁撤去までの手順が説明資料の中には示されております。

それから、6点目であります。第三者委員会の検討した報告書に関する疑問は盛土の安全に関する指摘であるので、直接JR東海に回答を村長が求めるべきであるということではありますが、砂防指定地内の大規模盛土につきましては、これは長野県が計画をし、砂防工学の専門家である第三者委員会の意見を聞いた上で計画したものでありますので、当然、長野県が責任を負うものというふうに理解をしております。

最後に、全面盛土に対しての桂川議員の考えられました台形盛土のことでもありますけれども、この台形盛土について、こちらのほうが安全面で格段優れている、また上流からの土石流の心配も少ない、県道部分以外の盛土部分と地下水位の観測井、揚水施設、電源施設など、こういったものにつきまして最後まで県が管理するというを確認したかということでありました。

台形盛土の案なんですけど、これ、桂川議員が示された案については、御承知かと思いますが、リニア対策協議会の中でこれが示され、JR東海がこれに対して反論をしております。全面盛土との違いを反論しておりますけれども、JR東海の説明によりますと、最終的には全面盛土のほうが台形盛土よりも優れているんだという説明に

なったわけでありまして。全面盛土と砂防堰堤、開水路を含めて全体を県に管理するように求めているわけでありまして、昨年8月に私どもで長野県のリニア推進局の局長に申し入れを行っておりますけれども、それ以降、正式な返事はもらっておりません。

全面盛土の了解につきましては、施設全体を県が未来永劫管理する、こういった確約が前提条件であるというふうに私も思っておりますし、このことについては改めて申し入れを行います。

○7 番 (桂川 雅信) 幾つかちょっと、もう一度お聞きしたいんですが、釜井先生が指摘をされた2番目のことですが、あふれた場合にどうなるかを検討するべきじゃないかというふうに書かれていたのは、もともと釜井教授のほうはJRや県が今の土木工学上の基準に沿って設計しているのは当然だというふうに考えています。そもそも基準どおりやっていたら大丈夫なのかっていうのが先生の意見で、今まで土砂災害で発生しているいろんな問題は、基準どおりやってもやっぱり駄目だったんだということが示されているので、だから大丈夫なのかっていうふうにおっしゃっているわけですね。基準どおりやっても、今の土木工学の基準そのものが景況ある経験値によって作られていますので、残念ながら、ここ10年以上にわたる近年の土砂災害の傾向を見ると、これまで土木工学上の経験値で設定された基準そのものがもう既に役に立たなくなっているということをはっきりしているんで、今、新たに新しく土木構造物を造るときは、基準の範囲を超えたときにどうなるかということを考えて皆さんやっているといます。最近、千曲川の工事、再建のための土木工事がされていますけれども、あそこの設計も、今、破堤しない堤防づくりということになっているはずですが、もともとの設計は、基準どおりでいけば大丈夫だということになっていたんですが、やはり、もう去年の台風のときに、これ、越水して、結局のところ破堤してしまっただけで、今ある基準っていうのは役に立たないわけですね。洪水が起こっても、あるいは越水しても大丈夫なのようにするにはどうすればいいかということを検討する時代に入ってきている。ですから、盛土も、盛土の構造を検討しようとするときは、今ある基準でやっていたら大丈夫ではなくて、この基準を超えた大規模な災害が発生するときに、大雨が降ったときにどうなのかということを検討すべきではないかというのが先生の指摘です。ですので、これはどうなっているんですかっていうことを聞いていただいたほうがいいと思います。今ある、今出来上がっている設計を説明されても、多分、基準の説明をするだけですので、そんなものは何回聞いても同じことです。ではなくて、その基準どおりではなくて、この基準を超えた雨が降ったときにどうなのか。一昨年、西日本豪雨のときも、できたばかりの砂防堰堤が突破されていますよね、できたばかりです。それほど堅固に出来上がっている砂防堰堤でさえ突破される事態です、今は。ですので、この基準どおりに造ったから大丈夫ではなくて、基準を超えるような事態になったときに本当にどこまで大丈夫なのかっていうことをもう一回検討すべきではないかということだと思いますが、そこまでちょっと県のほうに申し入れをしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○村 長 非常に、土木工学の中での——設計をして物を築造するときの基準は、恐らく高強

度の100年とか、そういう確率の下に、こういう場合にはこういうものを採用しようということから、土石流が、礫が、こういった大きい物が来たら全体の量がこのように増えますよ、あるいは流木もこのぐらいの体積をもって来ますよという想定をして物を造るんだと思います。ぜひ、そこら辺のところは、本当に大丈夫かということはお聞きをしてみますけれども、恐らく長野県の皆さんは——長野県っていうか、県とすれば、そういうことでありますというしかお答えはないかと思いますが、少なくとも県の示された説明資料についての納得のいくことということとは、しっかり説明をして、こちらは納得する必要があるんじゃないかというふうに思っております。

○7 番 (桂川 雅信) ちょっとこの話だけやっておると1時間終わってしまいますんで、すみません。

次——次といいますが、もう一つ、台形盛土の話ですが、私がかつてこの提案をリニア対策委員会に出したときに、JRは確かに私の案について反論しているのは知っております。そのJRの反論に対して、私ももう一度、反論を書いています。2度ほど書いています。その内容については、JRは何も答えていないと思います、今まで。つまり、JRのやった3つの反論というのは、ほとんど、ことごとく言いがかりの内容だったんで、私は、それは言いがかりだということをはっきりと述べています。ほとんど反論になっていない。つまり、JRとしては、私の提案した台形盛土のやり方が全体駄目だということをはっきりと断言できない。しかも、これのほうの方が優れているということも言えない。そういう立場に今JR自体は追い込まれていますので、これはJRではなくて県のほうにもう一度確認をしていただきたい、本当に駄目なのかどうか。全面盛土と台形盛土を比べたときに、今一番何が問題かって、地下水位の上昇なんですよね。そのために、全面盛土の今のJRの設計は地下水の対策でさんざん苦労していますよね、提案している内容は。つまり、それほど地下水位の上昇が全面盛土に大きな影響を与えるっていうことは、もうはっきりしているわけ。だけど、台形盛土にすれば、それは要らなくなるわけです。要らなくなるということは、地下水位の上昇による盛土の破壊、土砂災害の影響がほぼなくなるわけです。そういう目で見れば、はっきりしているわけですね、結論は。県がなぜ採用しないのかっていうのは、私は本当によく分からない。それは、県にもう一度聞いていただきたいと思います。JRではなくて県に聞いていただきたいと思います。

時間がありませんので次に進みたいと思います。

次、ちょっと長いので、途中の民法の違憲文の部分はちょっと省略をして、皆さんもう読んでいただいていると思いますので、省略しながら質問してまいりたいと思います。

2番目は、村営住宅の入居者心得は国のガイドラインに従い改正すべきであるという内容です。

2017年5月に成立した民法の一部を改正する法律が今年4月1日から施行されています。この改正では、契約に関するルールを中心に民法の債権関係の分野について全般的な見直しが行われており、特に賃貸借契約に関するルールが見直しとなっていま

す。この民法改正の引き金となった最高裁判決、平成 17 年 12 月 16 日の判例では、賃借物件について以下のようになっています。これは重要な判決ですので、ちょっと読み上げます。

賃借物件の損耗の発生は、賃貸借という契約の本質上当然に予定されているものであり、それゆえ、建物の賃貸借においては、借主が社会通念上通常の使用をした場合に生ずる賃借物件の劣化又は価値の減少を意味する通常損耗に係る投下資本の減価の回収は、通常、減価償却費や修繕費等の必要経費分を賃料の中に含ませてその支払を受けることにより行われている。

これは次の私の内容につながっていくんですが、原状回復の定義の問題なんです。つまり、この判例では、通常使用による劣化、損耗は賃借人に原状回復義務が生じないことを判示しているものであり、民法改正はこの判例を基礎にして行われました。この最高裁判決の基となっていた事件は、それまでにもたくさんの事例があり、そのため、国交省、かつての建設省の住宅局は、平成 10 年、1998 年 3 月に原状回復をめぐるトラブルとガイドライン、以下ガイドラインと言いますが、を策定し、その後も何度か改定を繰り返して現在の再改訂版となっています。このガイドラインでは、原状回復についてほぼ一貫した視点で貫かれており、それは以下のようになっています。「原状回復とは、賃借人の居住、使用により発生した建物価値の減少のうち、賃借人の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗・毀損を復旧すること。」となっています。ガイドラインは、賃借人の原状回復をこのように定義して、賃借人の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗、毀損は賃借人負担であるが、賃借物の自然的な劣化、損耗等及び賃借人の通常の使用により生ずる損耗、通常損耗は賃貸人負担であると考え方を示しています。消費生活センターをはじめとする相談窓口では、原状回復の費用負担をめぐるトラブル相談に対して、過去の裁判例やガイドラインの情報提供を行うとともに、ガイドラインの考え方に基づいて当事者間の費用負担の離方法、解決方法等の助言・提案がなされています。改正民法は、賃貸借が終了したときは、賃借人は原状回復義務を負うこと及び判例で示された賃借人負担となる原状回復の範囲の考え方、賃借人の原状回復の費用負担のあり方等の一般的な基準を示したガイドラインの考え方を法律上のルールとして明文化しました。賃借人に原状回復義務が生じる損傷は、賃借人に故意、過失、善管注意義務違反等の賃借人に責任がある損傷であることが明確になっています。法改正前もこの基本ルールの中での対応がなされてきたのであり、新しいルールができたわけではありません。改正の前後で大きく異なるのは、ガイドラインの考え方は賃借人の原状回復の一般的基準としての指針であったものが、その考え方が法律上の基準となったことです。ガイドラインの存在意義がさらに大きくなったと言えます。改正民法において賃借人の原状回復義務の範囲が規定されことで、その必要性和合理的理由が希薄と思われる原状回復特約は効力を失ったものと解されます。

敷金の定義については、ちょっと飛ばします。

原状回復義務は、ガイドラインにのっとって条例改正すべきです。

中川村営住宅条例では、「第 14 条 入居者は、入居者の責に帰すべき事由によって村営住宅の家屋の施設を修繕する必要があるときは、村長の選択に従いこれを修繕し、又はその費用を負担しなければならない。」とし、その内容を入居者の心得の中に記載しています。しかし、この心得の入居者が行う心得の中には、通常使用による劣化など、本来入居者ではなく所有者が負担すべき修理まで含まれており、ガイドラインに示す内容を逸脱しております。特に退去時の修繕は、入居したときの状態に戻して明け渡すことを基本とするなど、退去者に際限のない負担を求める内容となっており、国のガイドラインに沿って至急改正すべきです。

これまでも私が入居している住宅から退去した若者夫婦がおりましたが、その方々は、短期間居住しただけで室内はきれいなままなのに壁の全面塗り替えの費用を負担させられたと語っていました。この例などは原状回復の意味を村行政が理解しない事例の 1 つですが、この心得が作成された時点で国のガイドラインは示されていなかったので、最初からガイドラインに沿って心得を作成していれば、このような居住者負担による壁の全面塗り替えなどの負担は起こらなかったはずです。

全国で発生した原状回復をめぐるトラブルは数々の裁判となりましたが、最終的には平成 17 年の最高裁判決で決着しています。その後は不動産業界もガイドラインに沿った扱いを進めてきました。

私自身も国のガイドラインが制定された頃から 3 度、単身赴任中に民間の賃貸住宅に居住しましたが、退去する際にはこのガイドラインを示して、不動産業者とは円満に問題を解決してきました。

村営住宅の入居者心得は、明らかにガイドラインに反した内容ですので、直ちに改正に取り組むべきです。その際に改正した内容の適用を最高裁判決の出された平成 17 年以降に入居した村民、既に退去した村民は除くとするとしていただきたい。

また、入居者心得の内容には現在の不動産業界においても明らかに採用されていない事項も含まれており、改正に当たっては入居者の代表も含めて検討されるよう要望します。

最後に、公営住宅と村営住宅の原状回復に関する考え方を混同している方もいるようですので、改めてこの点について指摘しておきます。

公営住宅は公営住宅法に基づき建設された住宅であり、その家賃は低価格に抑えられており、かつ経年的に係数を与えて減少する仕組みとなっています。つまり、通常の住宅使用による自然減価分が毎月の家賃に含まれているとすることは相当ではないとされる判決が既に出されており、村営住宅と同一視できないことは明らかです。

中川村村営住宅条例には中川村公営住宅条例の規定を準用する部分もあり、両条例の精査を併せて行うように要望します。

なお、今回の民法改正において本年 4 月 1 日以前の賃貸借契約については従前の法の規定によることとなっていますが、住宅の賃貸借契約における原状回復規定については、改正前民法では以下のようになっております。

この解釈についてですが、その下に書いておきましたが、平成 29 年民法改正前は、原状回復義務については、改正前 618 条が準用する改正前の 598 条において原状に復してと簡略な規定を置くのみでしたので、その一般的な解釈として、賃貸借契約が終了した場合における原状回復義務については、賃借人が賃借物を受け取った後にこれに生じた損傷については、賃借人が原状回復義務を負うのが原則であるとされてきました。他方、賃借物の損傷が賃借人の帰責事由によらないものである場合には、賃借人は原状回復義務を負わないと解されてきました。この解釈は当然のことで、借りた際に傷や汚れのあるものや通常の使用で劣化してしまうものまで新品に戻せとは言えないということであって、平成 29 年の民法改正はこの一般的理解を明文化したものにすぎません。この一般的理解とは、平成 10 年から国が整理したガイドラインによって明文化しているものです。

飛ばします。

一方で、国のガイドラインは民間賃貸住宅を対象としているので、公共住宅は適用できないとする意見もあります。しかし、これは適用できないのではなく適用したくないと思っているだけであって、本来適用すべき住宅の契約条件を放置しているにすぎません。

前述のように、公共住宅には様々な物件があり、さきに挙げた公営住宅法に基づく公共住宅のほかにも公社、公団、地方公共団体が国の補助金を投入して建設した住宅もあるため、国のガイドラインでは一律に適用できないことを示すため、対象は民間賃貸住宅としているにすぎません。

前述のように、家賃の中に減価償却分を含まず、経年劣化分を家賃から減額する考え方の公営住宅と他の公共住宅は同等に扱えないことは明らかですから、このことを考慮して地方公共団体の住宅の原状回復規定についてはそれぞれの団体が決めればよいことです。

参考までに、国のガイドラインが制定された翌年に政府見解として国会で答弁された内容を記しておきます。

平成 11 年 2 月 10 日、衆議院建設委員会、関谷建設大臣。自然的な損傷などにおきましては公団負担とし、故意過失による損傷が原因であるならば借りている方に請求するというようになっておるようでございます。

既にこの当時から住都公団の公団住宅については国のガイドラインに沿った扱いをしていると答弁しています。

また、住宅供給公社の賃貸住宅についても、担当者の全国会議を開いて、このガイドラインの考え方を示し、公社の原状回復の費用負担の現状を調べて、その差を少しでも近づけて全体としてバランスの取れた運用になるよう指導していきたいと述べています。

つまり、国としても公社、公団の賃貸住宅はガイドラインに沿って原状回復義務を検討すべきとの考え方を既に示しております。

では、県営、市営、町営の公営住宅についてはどうなのか。

平成 11 年 11 月 18 日、衆議院決算行政監視委員会、加藤卓二建設政務次官。地方公共団体では、自然損耗部分を入居者の負担にしているところと事業者負担としているところとまちまちでございますので、その上でトラブルが起きていると思うのです。建設省としては、ガイドラインに沿って、ぜひひとつそういうトラブルをなくしましょうということと今やっております。各公共団体、事業主になっているところにお話しするようにしたいと思いますと答弁しています。

まさに、国は地方公共団体でもガイドラインに沿って原状回復義務を検討するように指導していたことは明らかです。

何度も申し上げますが、今回の私の提案は、村の公営住宅は除外して議論しております。これらの公営住宅については、私は、ガイドラインや民法の規定を適用するというより、福祉政策として別途検討すべきであることを指摘しておきます。

○副 村 長

公営住宅のガイドラインにおける原状回復、修繕等の御質問でございますが、まず現状の取り扱いについて御説明をさせていただきます。

退去時の修繕につきましては、入居者立会いの下に現況を両方で確認をし、明らかに入居者による既存あるいは破損させたと判断される箇所については個人での修繕をお願いしておりますが、経年劣化による壁、床の傷みや汚れなどは個人での修繕を求めています。

なお、畳の部屋がある住宅については、畳の表替えをお願いをしておりますが、短期間での使用であまり傷んでいない場合は求めない場合もあります。

また、敷金のお話は直接ございませんでしたが、住宅料等の未納がない限り、基本的には全額個人の口座に振り込みをしております。ただ、入居者の方から修繕料を差し引いて支払ってほしいという依頼があった場合のみ、その分を引いて、直接施工業者のほうに支払いをお願いしているというところはございます。

入居者の心得では、入居時の状態に戻して明け渡すことを基本としておりますが、このあたりの文面につきましては、御指摘がありましたとお見直す必要があるというふうに考えております。

7 番議員の御質問の事項に関しましては御指摘のとおりであると考えますが、当村では、当村の村営住宅に関しましては、定住促進施策観点から、家賃設定において民間の賃貸住宅より低く設定をしており、経年劣化による施設の一般修繕費や減価償却費などを正確に反映させていないという実情もございます。民間の賃貸住宅と考え方は少し違うところもございますが、いずれにしても入居者の心得の問題がある箇所につきましては、国のガイドラインに沿って見直してまいります。

また、この件に関しましては、長野県の住宅供給公社に相談をし、公社が管理をしている住宅の入居のしおり、契約書のひな形等も頂いておりますので、これらを参考に早急に見直してまいりたいと考えております。

○ 7 番

(桂川 雅信) 今、副村長が話された内容が事実だとすると、ちょっと意外なんですけど、私の知っている範囲では、ほとんど退去時に壁の全面塗り替えをしているはずなんです。とてもきれいな状態なのに塗り替えをさせられたというふうにおっしゃって

る方がほとんどです。畳もほとんど傷んでいないのに変えたという、表替えをしたっていうふうに言っていました。それは心得に書いてあるんですよ、全部。ですので、今おっしゃっていた話、自然劣化については負担させないっていうふうにおっしゃっていますけども、実際はそんなことないと思います。実際は負担させているはずですので、それはちょっと、心得のほうに準拠して職員のほうは仕事をしていますので、多分、それは心得を見直さない限り駄目だと思います。

それと、もう一点、県の住宅供給公社の話も出ましたが、この問題は、全国的にまだ取り組んでいるところが少ないです。都道府県の県議会でも問題になっているところが結構あります。それぞれの住宅局、住宅関係の部局で、この問題を今議論しているところがたくさんありますので、どこかで、あるいは、例えば長野県の住宅関係のところ で今やっている最中ですか、あるいは今までの古い関連の規定をそのまま持ってきてもらっても、それは大変困りますので、自分たちで規定をつくるぐらいのつもりでやっていただきたいと思います。

それと、私の質問の中にも書きましたが、ぜひ居住者をこの検討の中に加えていただきたいというふうに思います。

時間がありませんので、次に進みたいと思います。

3番「造成された住宅用地の販売促進と都市住民への村の営業活動について」です。中川村土地開発公社の令和2年度の事業計画が示され、併せて補足説明がありました。その補足説明には、南原、八幡平、小平の住宅用地7区画の販売が進まなかったと述べられていました。

私は、この3か所の住宅用地の販売が思ったように進まない原因は何か、きちんとした総括が必要だと思います。このまま造成した住宅用地の所管が変わったとしても、これまでの反省がなければ同じ結果になることは目に見えております。これまで、なぜ販売ができなかったのか、真剣な検討が絶対に必要です。

住宅用地販売の戦略を立てているか。

ちょっと時間がありませんので、2番に行きます。

ネット上でアクセスができなければ意味がないのでは。

長野県の移住ポータルサイト「楽園信州」というサイトには、県内77自治体の移住関連情報が掲載されていますが、中川村のページには必要な情報がほとんど掲載されていません。

移住・定住者への支援制度について見ると、毎年増加している南箕輪村に比べて、中川村は遜色ない制度を充実していると思われませんが、上記のポータルサイトの中川村サイトには何も記載がないために、このページを見た方は恐らく中川村をパスしてしまうのではないのでしょうか。必要な人たちに必要な情報が知らされなければ何の意味もありません。

村のホームページでは「移住・定住」というバナーがなく、しかも上記の住宅用地についての情報は、新しいサイトにはどこにも見当たりませんでした。村のホームページは、村民と村に興味を持った村外の方、両方のアクセスに回答できるようになって

いなければなりません。ただ、これは中川村のホームページにたどり着いた場合の話であって、前述のように、長野県の移住ポータルサイトで村の情報が未掲載で、興味を引くものでなければ、きっと村のホームページにたどり着かないでしょう。情報を得たいと思っている人たちの立場になってサイトの内容を改善し、さらにサイトへのアクセス方法を飛躍的に改革するべきと思いますが、どうでしょうか。

もう一つ、行政は、殿様商売に陥らず、CMに必要な経費を割くべき。

民間事業者がものを販売しようとする際に最も重視するのは顧客情報へのアクセスです。つまり、顧客になるべき人たち、なっしてほしい人たちへのアクセスを確保することです。しかし、通常は、販売側が買ってほしい人たちの情報をいつも持っているとは限りませんし、ほとんど持っていないのです。これを販売側では営業活動の一環としてみなしています。

村のホームページは4月からかなり改善されました。改善の余地はあるものの、以前に比べれば、村民から見ても分かりやすくなったと思います。つまり、自分の必要な情報にたどり着きやすくなったということでもあります。

一方で、都市住民から見ると、長野県の市町村でよく知られているところのごくわずかで済し、移住しようにも土地も家賃も高く移住を決心するにはハードルの高いところが多いのです。しかも、今さら都会と同じようなところに住みたくないという人たちから見ると、もっとほかにかないのかという気持ちが湧くのは普通ですが、そんな人たちに中川村を知っていただくための努力を行政はどのように行ったのでしょうか。行政は、ホームページにアップすれば必要な人は見てくれると思っていないのでしょうか。もしそうだとすれば、それは自己満足にすぎません。

都市住民で長野県に移住してみたいと思っている方が何も知らない中川村のホームページを開くことは、まずありません。また、もし開いたとしても、現状では住宅用地の販売情報に触れることはありませんし、空き家情報にも触れることはできません。中川村に住むとどんなに楽しいことが待っているのか、あまりよく分からないのです。

都市住民が中川村の情報にアクセスしやすくするためには、1、土地・住宅情報を必要な人たちに正確に流すことができるサイト、民間事業者に依頼すること、検索サイトでの中川村のヒット回数を向上させる工夫をすること、村の情報にアクセスした後には都市住民の要望がワンストップで解決できるようになっていること。特に、知っている人しか知らない状態から知らない人でも知ることができる状態に転換するためには、1の有能な民間事業者に依頼することは決定的です。

行政は、販売、営業にお金をかけることは無駄だと思っているのではないのでしょうか。民間事業者は、どこも自分の商品を販売する際には営業を行い、そのための経費を一定程度許容しています。目的とする商品が販売できれば、その経費は回収できると考えているからです。

村にとっての目的とする商品とは何か、それは、単に住宅用地のことだけではありません。都市住民に村の魅力を知ってもらい、常に関心を寄せていただくことではないのでしょうか。行政は、販売営業にもっと経費、予算を投入すべきです。行政も有効

な営業活動をほとんどせずに売れなかったで済まされる時代ではありません。行政がそれなりの経費を投入しても、目的が達成され、予定した住宅用地を購入していただければ、それらの経費は必要なものであったと評価をされます。

中川村に一度はお越しになった皆さんに、あるいは一度もお越しになったことはないが一度見てみたいと思っている皆さんに、住宅用地がいかによろしいものか、移住すればどんなに楽しいことが待っているのか、夢のあるCMを発信していただきたい。

CMとは、字のごとくコマーシャル・メッセージです。都市住民が中川村に住みたいと思う村からの有効なメッセージを送り続けるべきと思いますが、どうでしょうか。

ちなみに、南箕輪村のホームページ上の移住・定住サイトは、バナーも分かりやすく、内容もきめの細かい充実したメッセージを送っています。南箕輪村への移住者が多いのは、行政側の伝え方にあることを認識させられる大変示唆に富んだものであり、参考にすべきだと思います。中川村が現在行っている施策も南箕輪村に比べて決して劣っているわけではなく、伝え方の問題なのだという点を知っていただきたいと思います。

夢のあるメッセージを送るためには、その媒体と内容を吟味できる企業、個人に経費を投入することをためらわず実行するべきです。

行政は、自分の殻に閉じ籠らず、いいホームページができたとき自己満足に陥らず、村への関心を強力に引き上げる工夫をすべきで、そのために今何が必要なかを検討すべきと考えますが、どうでしょうか。

行政内部の組織がこの課題に見合っていないければ、大胆に組織改革を行い、営業戦略の立案と実践を確実に実行できる体制を整えるため、民間企業の経験者を含めた職員の補充についても検討すべきと考えます。どうでしょうか。

○総務課長 それでは、2番目の質問、ネット上でアクセスできなければ意味がないのではという部分につきまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

中川村の情報発信の姿としまして、いわゆる移住・定住というテーマがきちんと掲げられていないというのは、そのとおりかというふうに思っております。早急に改善すべきものというふうに考えております。

今般、村のホームページのリニューアルに当たりましては、まず既存のコンテンツの整理と移行という作業に追われておまして、いわゆる不足している情報の充実という部分に手が回っていなかったというのが実情でございました。

移住・定住に関しましては、機構改革、事務分掌の見直しを行って、情報発信も含めて、これから本腰を入れるというところではございますが、新型コロナウイルス感染症への対応で、それも今はちょっと止まっているという状況でございます。

自分たち自身、村のホームページ上でも情報の整理がついていないという、まとまっていないという状況でございますので、外部のサイトの活用もできていないかというところが経過かというふうに思っております。それと同時に、いろんなところで情報を出しますと、それぞれの情報のメンテナンスが正確性の確保と労力の両面で難しい

という事情もありましたが、村のホームページ上で集約ができてくれば、1つまとまったものが作れば、それを基に外部のサイトの活用も進められるのかなあというふうに思っております。

ウェブサイトの在り方につきましては、移住・定住に限らず、行政の側の視点ではなくて、利用者側の視点から考えることが重要でありますので、そういう方向で改善を図ってまいりたいと思います。

○村長 移住と定住をきちんとテーマとして掲げるということは、先ほど、ホームページを改正して、その後、課長が答弁をしてくたさとおりでございますけれども、その上で民間の力をお借りするという点については、やぶさかではないと。つまり、私どもにはノウハウがないわけでありまして、そのことについてはお力をお借りせざるを得ないだろうというふうに思っております。そのためには民間ですので、当然、必要な経費というものはかけていく必要があるというふうに思っておりますけれども、じゃあ、いろんな業者さんがおる中で、やみくもにこういう方をお願いすりゃあいいだろうということは、ちょっと私も分かりませんもんですから——といえますか、やはり行政の規模とか、こういうふうにしたらこのくらいの効果は得られるようなこれは業者さんですよっていう、そういったことが当然必要になってくると思います。そういう意味で費用対効果を考えてまいりたいということでもあります。

それから、検索サイトの中でのヒットすることを向上させていく仕組み、こういったものは、今度のホームページの中では対策を取れるリニューアル化を行っております。

村の情報にアクセスした後のワンストップ化についても当然考慮をしていく必要はあると思いますけれども、夢のあるっていうことはよく分かるんですけども、やはり、こういったものを見ていただくときに、いわゆるセンスといえますか、こういったものが必要になってくるんだろうなあと思います。それがほかの市町村との差にもなってくるかと思っておりますので、こういう意味で、ぜひ議員も、よい企業ですとか個人についても、こういう人、こんなのがあつたよっていうことがあれば、ぜひ情報提供といえますか、お教えいただければというふうに思っております。

組織ですとか職員についても幾つか御発言があつたわけでありましてけれども、いろいろ考えさせていただきたいところでもありますけれども、営業戦略の立案と実践という、まさにそういう視点で、今回、機構改革を10月1日でありますけれども予定をしておるところでございます。

○7番 (桂川 雅信) 私の今の質問の中で中川村のヒット回数を増やすっていう話をしましたが、1つだけ具体的な提案をしておきます。多分、若い方はよく御存じの方がいらっしゃるんじゃないかと思いますが、自分でホームページを立ち上げたときに自分のホームページへのアクセスの回数を増やす方法って実はあるんです。それは、そういうことを仕事にしている業者さんもいます。ただし、お金をかけずにやる方法がもう一つありまして、自分たちのブログ、個人のブログで結構ですので、一番、できればこの村に移住した皆さんが、この村、中川村がこんなに面白いところだ、いいとこ

るだよってというブログを絶えず発信してもらおうということだと僕は思っています。そういう目で見ると、地域おこし協力隊の方が毎日繰り返し、村のブログの発信サイトを作っておいて、スマホで結構ですので毎日更新していく。実は、ブログというのは毎日更新することでアクセス回数が増えます。実はこれ、非常に重要な法則でして、たくさんの方が一どきにアクセスするときもアクセス回数が増えますが、ヒットの回数から言えば、定時的に毎回、頻繁に更新される情報が増えると、そのヒット回数が増えます。ですので、安く早く、とりあえず効果を出したいということであれば、地域おこし協力隊の方に村のブログを作っただいて毎日更新していく、自分たちの今やっていること、村で今起きていること、若い人たちとのお付き合いでどんなことがあったのか、そういうことを毎日入れていっていただく、これだけでも全く違う状況になると思いますので、ぜひ、これはやっていただきたいと思います。

時間がありませんので、すみません。4番目に移らせていただきます。

4番目は、坂戸橋の重要文化財化に向けて村内で広報活動を強化してほしいという意見、質問です。

本年3月議会において坂戸橋の補修と重要文化財化について水道建設課長から「伊那建設事務所では、現在、補修工法に関し設計中で、車両の大型化も橋の損傷の一因となっていると想定されることから、来年度以降、通行車両の重量制限に関し検討していくとのことです。」と回答がありました。

私は、この後、意見として、法的規制をする前に村の皆さんにもう一度この坂戸橋の重要性について周知をする機会があつていいのではないかと、あるいは、村の事業所にもこの問題をきちんと周知して、既に2t車の規制になっていますが、村の人たち全体に理解をしていただきたく、工夫が必要ではないかと述べました。

残念ながら、今もまだ大型トラックが坂戸橋を通過するところを目撃しておりますが、村としてしっかりとした広報活動をする必要があると考えます。

昨年末に損傷が発見されてから既に半年が過ぎています。コロナの問題や文化庁との協議など、伊那建設事務所の作業に時間がかかっているのは理解できますが、この間に損傷が広がっては取り返しのつかないことになってしまいます。

村として、村民と村内事業所への徹底した広報活動など、積極的な対応を要望したいと思います。

また、このことが村としての坂戸橋の重要文化財化への大きなステップになるよう取組を強化していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

それでは、私のほうから坂戸橋の保護というような観点から御報告をさせていただきます。

坂戸橋の車両制限につきましては、直後から告知放送とホームページで周知をしております。

また、大型車両と取り扱う機会の多い建設業協会にも依頼をして、村内には情報提供してきました。

ただ、大型車両の通行があるとお話なので、坂戸橋の損傷がこれ以上進まないよ

う、大型車両の規制について、道路管理者である伊那建設事務所と、先週、再度協議をいたしました。具体的には、大型車両規制看板の設置枚数を増やすことと、主要地方道伊那生田飯田線の下平の交差点から村道を経由して国道に迂回するよう案内看板の設置について伊那建設事務所と協議をしております。

○7 番 (桂川 雅信) ありがたいことです。ぜひ、建設業界にも周知をしていただいたということですが、私、ここに事業所と書いてあるんですが、建設業界だけではないんじゃないかと実は思っていて、大型トラックは建設業界のトラックではありませんでした、私が見たのは、ですので、恐らく大草、葛島側の事業所から物を運んでくる大型トラックが多分あそこを通過したんだろうというふうに私は見ていまして、できれば、そういう大型トラックが入ってくるような、搬送されてくるような事業所にも、ぜひ周知をしていただきたいと思います。

それと、今回のこの問題、教育委員会と合同といったら変ですが、併せて村の皆さんに周知をしていただくような機会をつくっていただけないかなと思います。冊子でもいいですし、チラシでもいいんですが、教育委員会と村と共同で坂戸橋の重要性をもう一回皆さんに周知していただいて、今、実はこういうことになっているので、ぜひご協力をお願いしますと、行く行くは重要文化財化に向けて村としても取り組んでいきたいぐらいのことを少し入れていただくとありがたいなと思います。

これで私の質問を終わりたいと思います。

何か御意見いただけるようでしたらお願いしたいと思いますけど。

○教育長 教育委員会のほうでお答えをします。

本年3月議会の回答に重なりますけれども、坂戸橋は現存する戦前の鉄筋コンクリートアーチ橋としては国内最大となって、再び創造することができない地域の貴重な財産として大切にしていける必要を感じております。

平成22年に登録有形文化財に指定をされましたときは、地域の大きな取組が進められて、実現をしました。当時、実現に関わられた人々は、以来、さらに重要文化財として指定されることを強く願っておられるというふうに思いますし、村民もひとしく願っているところだというふうに思います。

重要文化財としての指定については、国の専決事項なので文化庁の方針に従わなければならないわけであります。その点で、じっと待つということだそうであります。指定を願う気持ちを一層温めながら、しかし粛々と、今までのようにできる周辺環境整備などを進めていきたいというふうに思っております。

文化財の保護については、文化財の価値を損なうことなく後世に継承する保存ということ、それから、より多くの人に鑑賞や体験をってもらうことを通じて地域や社会の核としての役割を果たす活用という両面があるというように聞いております。議員、御提案のとおり、村内での広報活動は大切だと考えます。地域の皆さんや商工会青年部の皆さんが進めていただいている周辺環境整備をさらに広がりを持って進めていくことで、結果として、鑑賞や、また体験へつなげ、地域の宝の活用へと広げることができるというふうに考えております。

○建設水道課長

○7 番 (桂川 雅信) ありがとうございます。
以上で終わります。

○議長 これで桂川雅信議員の一般質問を終わります。
ここで暫時休憩とします。再開は午後1時15分といたします。
[午後0時06分 休憩]
[午後1時14分 再開]

○議長 会議を再開します。
休憩前に引き続き一般質問を行います。
3番 松澤文昭議員。

○3番 (松澤 文昭) 私は、さきに提出した通告書により一般質問を行います。
地域防災力の中核を担い、地域コミュニティの維持や活性化に貢献している消防団、長野県は全国で3番目に多い団員が活動しています。
東日本大震災をはじめ、近年、ゲリラ豪雨など、全国で災害対応が多様化する中、消防団の役割はますます重要になってきています。
一方、人口減少などに伴う団員数の減少により、団員の確保に向け組織の在り方や定数の見直し議論が各地で進んでおり、上伊那管内でも既に辰野町、箕輪町がポンプ操法大会の開催中止を決定しています。
大規模災害に備えて地域の防災の中核を担う団員を確保して地域コミュニティの維持や活性化に貢献する消防団活動が永続的に続くよう、団員や家族の負担をどう減らすか議論を進めていく必要があると考えます。
消防団組織の在り方、消防団活動について様々な意見が出されております。しかし、消防団自らが考える消防団改革では、消防団の議論に基づく改革になってしまい、村民の常識とかけ離れてしまいます。中川村村民に消防団の役割が理解され、村民が持つ消防団イメージをよい方向に変えない限り、中川村消防団の存続さえも危惧される状況になると考えます。
議会総務経済委員会では、昨年10月、ポンプ操法大会の中止を決定した辰野町消防団の古村団長との意見交換を行い、ポンプ操法大会を中止した経過、中止後の活動内容、消防団組織の在り方、消防団の将来等について話し合いを行いました。その意見も一部取り入れながら中川村消防団の組織の在り方と消防団活動の今後の方向づけ及び消防団改革について村の考えをお聞きします。
まず、平成元年度、平成10年度、平成20年度、平成21年度の条例定数及び特別消防団員を除く団員数の推移及び過去5年間、平成28年度～令和2年度の条例定数及び特別消防団員と女性消防団員を除く団員数の推移についてお聞きをしたいというふうに思います。

○総務課長 それでは、御質問の条例定数と一般団員数について私のほうから答弁させていただきます。
なお、年数がかなりありますので、年度、条例定数、一般団員数の順に申し上げますので、お願いいたします。

平成元年度、270、267、平成10年度、240、224、平成20年度、210、162、平成21年度、210、159、平成28年度、200、135、平成29年度、200、134、平成30年度、200、137、令和元年度、200、134、令和2年度、200、125であります。

○3番 (松澤 文昭) 今話がありましたように、一般団員の人数につきましてはかなり減少傾向にあるということでもあります。
そういう中で、特に、消防団員の話をお聞きすると第1分団は非常に団員数が減っておるといことで、その実態について消防団員に聞いたわけでありまして、そこに書いてありますように、第1分団の令和元年度の入団加入者の状況、それから令和2年度の入団決定者の状況をそこに書いてあるわけでありまして、第1部は入団対象者が20名、勧誘を全て20名に行いまして入団決定者が1名ということになります。それから、第2部は入団対象者が11名、それから勧誘人員が6名、入団決定者が1名ということになります。それから、第3部は入団対象者が4名、勧誘人員が2名で入団決定者が1名ということになります。第1分団全体でも入団対象者35名に対して勧誘人員28名の勧誘を行ったわけでありまして、入団決定者は3名ということになります。
それで、団員数が減少するという事の中で、消防団員もなるべく団員数を確保したいということ、既にもう令和3年度の入団者につきましても勧誘をし始めておるといことでもありますけれども、現時点での入団見込み者数は、第1部で1名、それから第2部、第3部では今のところゼロという状況であります。
一方、第1分団の今後5年間の退団者見込みは、1部で4名、2部で6名、3部で6名の方が退団見込みということになります。
先ほど申しましたように、一般の消防団員については、現在までかなりの減少傾向が続いておるといことでもありますけれども、それを平成21年に特別消防団員制度、あるいは平成28年度に女性消防団員制度が制定される中で、何とか団員数を少しでも確保するという状況であったわけでありまして、一方、一般団員は減少が著しく進んでおるといことかと思っております。
これらの団員数の推移に関しまして、まず村長の所感をお聞きしたいというふうに思います。

○村長 令和2年度の入団者は入団決定が3名、令和3年度は入りますよっていうふうに言われた方が1名ということですから、非常に厳しいなということ、それと、今後5年間で入団者は、そうですね、人口が減っていくことも、若者の人口が減っていくことも考えれば5人～7、8人というふうなところかなというふうな気もするわけあります。対して5年間の退団が16人というふうな数字になってくるとしましたら、特別消防団員にに応じてくれる人が数人いると期待をしたとしても、非常に団の全体が激減するだろうなという、そういうことで、非常に厳しいっていうか、団活動そのものが、分団の活動ができなくなってしまうのかなっていうような、そんなような危機感を覚える数字ではあります。

○3番 (松澤 文昭) 今、村長が非常に重要なことを言ったわけでありまして、私も、

後ほどまた言いますが、消防団活動自体ができなくなるのではないかという危惧を持っておられるわけであります。このことを、後ほどの議論の中でもまた言いたいと思うんですけれども、村全体、あるいは行政に携わる役場の職員も、みんなが共通認識を持つことが大事かなと私は思っておられるわけでありまして、そのことも含めて後ほど議論したいと思っておられるわけであります。

そういう中で、もう消防団員は、先ほど申しましたように、何とか団員数を確保したいということで、年間を通してもう新入団の勧誘を行っておられるわけでありまして、団員数の確保の取組を実施しても、先ほど申しましたように入団対象者の減少や、勧誘のために本人と話をしたいのに「うちは、やらないから。」と家族を含め消防団活動の理解を得られないという状況の中で、新入団の加入が少ないという現状があるわけであります。

一方、先ほど申しましたように、現代の高齢化が進む中、退団該当者が多くなり、令和3年度以降、団員数の大幅な減少見込まれるということになっておられるわけであります。

現在の消防団活動を継続するためには新入団員の加入率の向上を図って団員数の確保を図る必要があるわけでありまして、加入率の向上が図れたとしても、先ほど申しましたように、入団対象者の減少により団員数の大幅な減少は避けられず、団員数の減少は今後とも続くということが予想されるわけであります。

一方、全国で大規模災害が多発をしております。消防団活動も多様化、複雑化しており、今以上の消防団活動が求められておられるわけでありまして、このまま団員数の大幅な減少が続けば消防団活動の見直しを図る以外に消防団としての活動ができなくなるのではないかなということをお危惧しておられるわけであります。

先ほど村長も消防団活動がどうなるか分かりませんが厳しいということをおっしゃられたわけでありまして、改めて村長の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○村 長 団員を確保する方法、確保はどうか、定年を延長するということがあったかと思えますけれども、退団年齢を引き上げても人口が減っていきますから、これ、新しい対象の方は、若者が減ってくるということですから、減少は続くだろうというふうに思えます。

一方、消防団に対する期待は、確かにますます高まってはくるけれども、現実問題としては耐え切れないという現状があります。

団活動に様々な御意見はあるかと思えますけれども、団としては、これはできませんよ、これは無理ですっていうふうな線をはっきり決めて、できないものはできないっていうか、これは団のやることではないというふうに割り切ることも必要かなあと。こういう活動をしますっていうふうに絞り込むっていうこともあり得るのかなあというふうに思えます。

○3 番 (松澤 文昭) 今、村長のほうから団として活動内容の見直しをということの話があったわけでありまして、このことも後ほど議論したいと思っておられるわけでありまして、なかなか消防団だけで活動内容を見直すということをお考えでも実現もで

きないし、村民に理解を得られるような方向にならないのではないかなと私は考えておられるわけでありまして、そのことは後ほどまた詳しく議論をしたいと思っております。

それで、先ほど勧誘の話をしたんですけれども、私も実際に勧誘に当たっております分団長あるいは部長、班長等に、実際の団員の勧誘に行ったときの感触といいますか、その意見を聞いたわけでありまして、幾つかちょっと申し上げたいと思っておられるわけでありまして、ある方は、1度断られても2度3度と勧誘に行っていると、今後の消防団員の一人一人の負担を少しでも減らすために何が何でも入団させるという気持ちで勧誘をしてくれていると、ある方は、勧誘に行く時間や手間、労力はかなりの負担です、近年は自分から進んで消防団に入団する人はほぼいない苦しい状況ですが、部や団を存続させるためにと、断られ落ち込みながらも必死でやっている、新入団員確保はあくまでも各部が対応すべきことという考えでよいのか、勧誘に関しては数年前から部では限界があるので本部、団として対策を打つべきだと総会や幹部会で話が出ていたが何も変わっていない、数年前から想定されていたことであって、このような事態にならないよう団の在り方や活動の見直しをすべきだということではなかったのか、団の存続、団員の確保を最優先に考えれば、団のイメージアップ、団員の負担軽減、定年、特科班、特別消防団などの考え方は議論されるべきである、そもそも対象者が村に少ないのも課題であり、村としての魅力アップや団員家族の優遇制度など、団だけでなく村全体として取り組まなければならない問題になっているのでは、他団、他市町村の取組も参考にしたいというような意見が出ておられるわけでありまして、これは団員の勧誘を実際に行っている幹部の団員の厳しい状況が現実に分かるわけでありまして、消防団員だけの勧誘だけではもう団員の確保が難しい状況になっておるのではないかなというふうに私は考えておられるわけでありまして、村全体で消防団について考え、村民から愛される消防団に変革しないと、団員の大幅な減少が現実なものになってしまうと、もう現実のものになっておられるわけでありまして、活動もできなくなってしまうと思うわけでありまして、改めて村長の考えをお聞きしたいと思うわけでありまして、

○村 長 今まで私どもが若いとき、議員もそうだと思いますが、これは、一定の年齢が来れば当然お世話になって、地域の一人として団員としてやるものということをお教え込まれて、当たり前だと思ってやってきたところがありますし、会ったと思います。でも現実には、今、各団に勧誘を任せていることは事実でありまして、ただ、その一番いいところは、顔が見える、隣の何々さんが勧誘に来てくれたから、実はぼつぼつこういう歳かなという意識をするということがあったと思います。これが、いわゆる部、分団、そういったところに全て任せてしまうんじゃないかと、村とか団全体ということになると、上意下達ではありませんが、これはやることというふうなことでお願いをするというようになりがちになるのではないかなという嫌いもあるわけでありまして、もう少し、消防自体もボランティアでありますから、そこら辺のことも考えてもらいながら、在り方は、ちょっと簡単には申せませんが、考える必要があろうかなとは思

○3 番 います。
(松澤 文昭) ちょっと先ほどの話とも関連するんですけども、ちょっと村長の認識と、団員も含めて認識がちょっと違うかなと思っているのは、団員が今、勧誘に行っているんですけども、先ほど申しましたように団員にも会わせてくれないんですよ、家族が。家族がもう「うちは、やらない。」って言っちゃって、もう団員にも会わせてくれないと、こういう実態があるわけですね。それから、村民自体が、後ほどまた議論しますけれども、消防団に対するイメージがあんまりよくないんですよ。入れさせたくないっていう雰囲気になっちゃっておるんですよ。そうすると、ここを団員の幹部の衆たちに任せておっても、それ以前の問題、イメージの問題の中で、もう「うちは、やらない。」っていう雰囲気があるので、その部分を私は村全体としてイメージを変えることをしていかないと、消防団はやっぱし非常勤でありますので、非常勤の団員でありますので、そういうことについては全く手がつけられないんですよ。したがって、村がそのことのイメージを変える方向づけをしないと、後ほどの議論になるんですけども、そういうことが必要ではないかなと私は思っているんですけども、改めて村長に聞きたいと思っております。

○村 長 村がというふうにおっしゃいます。確かに団の組織というものとはどうか、消防組織法という法律があるようでありまして、それで消防団を設置しておるのは村でありますので、設置をした限りは団としてお願いをする、団員として活動を規定する、これは村が責任を持つということではあるかと思えます。けれども、実際に、私が言っているのは、団ってどういうものっていうのは、今あまりにも――過去から見ると、昔はお酒ばかり飲んでいたりとか、訓練があると、ポンプ操法訓練を中心に、その時期になると家庭を顧みず、そこにもう特化して飛んで行ってしまふ、それから、もうとにかく団の何かあれば、これが一番真っ先に来る、これでは困るっていうような、最近そんなイメージが定着してきたのかなとは思いますが、ただ、団も改革をしておるわけでありまして、今、訓練の後の懇親会ですとか、こういったことは一切、何ていいますか、命令とか、そういうことはしておりませんし、また、出勤に見合った手当なり、見合うものはきちっと出すべきだということを消防委員会等で議論をしていただいて、これはかなり去年、去年も議会の中でもしっかり議論を、去年、おとしですか、いただいたのが基になって、この近隣の中では非常に整備されてきていると。こういうことがまだまだ住民の皆さんにはわかっていないのかなという気もしますので、そういうことは行政としてきちんとやっていく必要があるというふうに思います。

○3 番 (松澤 文昭) このことにつきましては、後ほどまた議論の場がありますので、その場でもう少し詳しくお聞きしたいというふうに思っております。

消防団の訓練については、中川村消防団規則、これ昭和33年に制定された規則でありますけれども、その第18条において「団長は、消防業務につき必要な年次計画をたて、団員に周知させなければならない。」と規定をされておるわけでありまして、したがって、消防団の活動内容につきましては消防団が最終的に決定をするわけでありま

すけれども、前段申しましたように、消防団だけの検討だけでは消防団の議論に基づく改革になってしまいまして、村民に消防団が持つ役割が理解されず、村民が持つ消防団の負のイメージを変えるためには、消防団活動の基本方向だとか、それから基本方針等につきましては、村、消防委員会等が方針を示すべきではないかなと私は考えておるわけでありまして、村長の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○村 長 基本方向は、村が消防委員会に諮って消防団の在り方っていうものをきちんと示していくっていうことが基本だと思っております。ですが、消防団の組織っていうのは、役場の組織のように村長の補助機関ではございませんもんですから、団長の基に独立した機関でもあるわけです。団としての考え方の基に、消防団の役割というものがあるのももちろん認識された上で、団長の基にまとまって行動するという団でありますので、いわゆる、そういう独特な規律を持った組織ということでもって消防団理論というふうに言ってしまうればそれまでですけど、それに関しては、ちょっと、今までの歴史ですとか、実際やっていることに対しては、ちょっと消防団理論というのは言い方としてどうかなというふうに思っております。

今、組織の中でも、やっぱり何とかしようじゃないかっていうこともあります。考えられておるようでありまして、まず、村や消防委員会がこういうふうにしたらどうですかというふうに言う前に、以前から答弁させていただいておるとおりでありますけれども、引き続き消防団内部で議論していただくということで、その上で必要があれば消防委員会でも協議をいただくというふうに考えておるところであります。

○3 番 (松澤 文昭) この議論が今後の消防団を考える上での基本となりますので、ちょっと幾つか、私も団員に聞いてきたことも踏まえまして、幾つか聞いてみたいというふうに思っておりますけれども、私は、この消防団のことにつきましては、昨年の、御承知のように2月5日の新聞に辰野町の消防団がポンプ操法大会、それからラップ操法大会の中止をしたという報道を受けまして、機会あるごとに消防団員、あるいはその家族、あるいは村民と消防団の今後について意見交換会を行ってまいりました。その中で特に気になっている点は、1つは消防団幹部と一般団員の消防団活動、訓練に対する考え方がかなり違うという点であります。消防団の目的達成に向けて全団員の意志の統一がされていないと感じたということでもあります。それ以上に驚いたのは、消防団活動の将来に対して危機感を抱いているのが分団長、部長、班長クラスのいわゆる中間幹部の皆さんであったという点であります。この中間幹部の皆さんは、先ほど申しましたように新入団の勧誘を直接行っている皆さんで、自分自身が体験した団員勧誘の厳しさを踏まえ、今後、団員減少が急速に進むことを身をもって実感しておるわけでありまして、したがって、先ほど申しましたように、近い将来、消防団活動ができなくなるんじゃないかということの危惧を一番抱いておる方たちであります。それから、団員の家族、特に団員の奥さんと団員とが考える消防団活動、訓練に対してのやっぱり認識の差があるということでありまして、団員の奥さんが消防団活動、訓練に対して評価をしていない点が非常に気になりました。また、村民が持っている消防団のイメージもあまりいいものではありませんでした。もちろん消防団を評

働いておられる村民もおられるわけでありまして、全体的にはあまりいいイメージは持っておりませんでした。

よく政治の世界では永田町の常識と世間の常識の違いが言われておりますけれども、消防団活動においても消防団の常識と世間の常識がかけ離れていけば、村民から応援され愛される消防団とはなりません。つまり、消防団活動を存続させるためには、消防団幹部と団員との消防団活動、訓練に対する認識の共有化を図り、消防団幹部と中間幹部の消防団の存続に関しての危機感を共有することが必要であって、そして、家族からも応援される消防団に変わるとともに、消防団の常識と世間の常識を一致させない限り消防団活動ができなくなるのではないかというおそれがあるというふうには考えておるわけでありまして。

消防団自体が消滅してしまう認識と危機感を持てば、消防団活動の基本方向は、先ほど申しましたように、村、消防委員会等で早急に、これは早急に検討し、方向づけをしないと、近い将来、大変な状況になると考えるわけでありまして、村長の考えをお聞きします。

○村 長 今お話にあった件については、実は、団員の奥さんといいますか、妻といいますか、こういった皆さんの声も、昨年、一昨年とバンビーニへ行って私もお話を聞いてきました。もう、子育ての大変なときに、要するに御主人である夫はいなくて、消防団の幹部なんですと出ずっぱりで、地区のこともやらなきゃいけないって、もう本当パニックになったという経験も話をさせていただきましたし、今、団員ってというか班長、あの当時班長だったと思いますが、の奥さんにもお話を聞きました。かなり遠回しな言い方ですけど、ちょっと考え方とかやり方を考えてくれないと家庭崩壊につながってしまうということをおっしゃっていた方もいます。ですから、そういった現実を理解しておるつもりですけども、いざ団員は、組織の中ではなかなかそのことが言えなくて、こういうふうにとまどってやろうというチームプレーみたいなところもありますので、そのためにはなかなか言い出せないこともあるかもしれません。これはまずいなということも、大分、幹部を含めて、皆さん分かかってきておりますので、改めて消防団活動についてのアンケートをきちんと取る。それを基にして団の将来の方向についてどうしたらいいんだろう、そうあるべきなのかってということも、団としての方向もまとめる。もちろん私どものほうにもそれを見せていただきますので、その上で将来の団の存続っていうものはどうあるべきなのか、今の活動のやり方の問題なのかも含めて、消防委員会にいずれは、先ほど結論めいたものも申しましたけれども、早急にとということですけど、順序を踏まえて消防委員会の中で議論をいただくという時期に来ておるとことは思っております。

○3 番 (松澤 文昭) 私も先ほどの2月の新聞発表があったときに、私も村長と同じ考え方だったんですよ、当初は。やっぱり消防団組織の在り方だとか、消防団活動の今後の方向づけだとか、それから改革等につきましては、本来なら消防団の自己改革によって進めるべきだと私も考えておったわけでありまして。消防団幹部によります改革、あるいは団員による改革によって、ゆっくりでもいいので進めていけばいいのかなと当

初は私も考えておったわけでありまして。しかし、先ほど申しましたように、中間幹部の意見を聞きますと、もう将来というか、もう近い将来、団員がほとんどいなくなってしまおうという状況の中で、もう消防団活動もできなくなるよと、これは早急に改革をしないと大変なことになると、したがって周りから、周りから消防団改革の後押しをしてあげないと、そして早急に消防団改革に手をつけないと、これは本当に中川村消防団の存続さえも危惧される状況になるよということを盛んに言われたわけでありまして。

そういう中で、先ほどから申しておりますように、基本方向は、村、消防委員会で私は早急に検討する必要があると思っておるわけでありまして、改めて村長の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○村 長 団は団で、今、議員がおっしゃった将来の存続という面での危機感を持っております。いろんな不満といいますか、そのことも含めて、若い人が入ってこない、今の団員自身ももう手いっぱいだという、その家族も含めて、いろんな不満もある、こういう実態もありますので、改めて今の、もしかしたら消防団に対しての活動はもう思い切って制限、これはやめてほしいとかいう意見もあるかもしれないし、むしろ、もう、もっと言っていいたら団のイメージを村自身ももっと変えるようにやってほしいということもあるかもしれない。とにかく、アンケートを今取ろうとしておりますので、その意思を尊重して、それを基にした上で、やっぱりやるのが手順だと思っております。

○3 番 (松澤 文昭) 実は、このアンケートのことにつきましても、昨年といいますか、昨年のうちに実はもうアンケートを取るよということも団の中では方向づけをしているそうでありまして、何やかんやでまた1年送りになってしまったと、この状況では、私は消防団だけの改革では難しいかと思っておるわけでありまして。ちょっとそういうことを追及しておってもあれでありますので、この点をちょっと違った観点から議論をしたいと思うわけでありまして、先ほど村長が消防組織法のことを申しましたけれども、御承知のように、消防組織法の中では、消防団は消防本部や消防署と同様、消防組織法に基づきましてそれぞれの市町村に設置されておるわけでありまして、消防機関として、地域の消防・防災のリーダーとして、平常時、非常時を問わずに、地域に密着し、住民の安全と安心を守るという重要な役割を担うと消防組織法に書いてあるわけでありまして。消防組織法では当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有すると規定されておるわけでありまして、消防機関の設置、管理運営は市町村の責任とされ、消防庁、都道府県は必要な助言、指導、支援を行い、大規模災害や特殊災害に対して協定に基づき相互応援、緊急消防応援隊により迅速的に対処し、消防は市町村が管理運営するとされておるわけでありまして。

近い将来、中川村消防団の活動が危機的な状況を迎えるのではないかと危惧されておるわけでありまして、早急に中川村の消防団組織の在り方と消防団活動の今後の方向づけ及び消防団活動課題について方向づけをしなければならないという時期に来ておるわけでありまして、やはり中川村の消防団を管理運営するのは村長なんですよ。

ですから、消防組織法の中でもそういうふうに規定されておるわけでありませうけれども、私はリーダーシップを取って消防団の将来の方向づけについて方向づけをすべきだと思うわけでありませうけれども、改めて違う観点から村長の考え方をお聞きしたいというふうに思います。

○村 長 消防組織法の規定はおっしゃるとおりであります、実際に活動をするのは、消火活動、捜索、水防活動、いろいろあるわけですけど、消防団の団員の皆さんです。それが団長の指揮命令の下に、場合によっては常備消防の——常備消防では人数が限られていますから、やり切れないところを補っている、実際には、またこれは、いろいろご質問をいただいております、いろいろなところでは消防団の実際の人員の数がないと何もできないという人海戦術のようなところも現実にはあります。これが、団員がいなくなると、そういったことは一切、団としてはもう全くできませんよっていう、ただ名前だけになってしまうということでもありますので、これも危惧するところですよ。

先ほどから申し上げておるとおり、組織上では、首長がこれを組織して運営をしていくんだっていうことは書かれておるようでありませうけれども、特殊な団体という言い方はありませんが、団長以下、目的を持った特殊な組織と言うことはできますので、やはり、その中では、これを消防団理論っていうのはまずいと思ひませうけれども、それがなくてやっぱり消防団としての活動ができないということだと思ひませうので、何度も同じことを申し上げますけれども、中からの改革を何とか最後の段階として声をまとめ、やっていこうということを今言っておるわけでありませうので、今年、アンケートも取るそうでありませうから、これを基にした上で、やはり最終的には村長として、私はこのように言っておるし、こういうふうに考えておると思ひませうけど、消防委員会、どうなんだろうというふうに投げかけていく、諮っていくというのがやり方だろうと、それをやるということを申し上げているところですよ。

○3 番 (松澤 文昭) 実は、中川村消防団の規則に団長のことの定義もあるんですけども、団長はこういうことになっているんですね、「消防団の事務を統轄し、団員を指揮して法令、条例及び規則の定める職務を遂行し、」最後には「村長に対しその責に任ずる。」ということになっておりますので、今言ったように、最終的に村長のこともやるということにはなろうかと思ひませうけれども、基本的には、先ほど申しましたように、消防組織法と、それから中川村消防団規則、それぞれを比較していっても、私は、やっぱり村長が、細かい活動のところは団長が取るとしても、村長が基本的に一番基本的なところ、あるいは消防委員会が基本的なところを決めてやるっていうことは大事かなと思ひませうわけでありませうけれども、もう一度聞きたいと思ひしております。

○村 長 団員の皆さんが消防団に加入してこない、それは自分の仕事との兼ね合い、先ほどからも言っておりますとおりの家族、家庭との関係ということがあるということ、それと、もう大分薄れたわとはいへ、親の世代にあるのは団に対する昔のイメージがあるかと思ひませうので、こういったことはかなり、できることは払拭をしてきておるつもりであります。

最後は、やっぱり消防団として自分たちの地域を自分たちで守ろうと、だけど、できる範囲の中でやっぱり一生懸命やっていこうという、やっぱり団結力の問題だと思ひませうけれども、そういう意識に皆さんがなるように変えていく、団活動の在り方とともに、もう一つは住民の皆さんに対して消防団っていうのは今こういうことなんですよっていう、危機的な状況にもあるんですけど、ぜひ皆さんの若い力でもって維持してもらえないと、いわゆるいろんな災害ですとかが非常に多くなる現実の中では、それが難しくなっていますよっていうことについて、行政はもっとしっかりとした宣伝といいますか、説明をする必要はあると思ひます。

それと併せて、組織としてどうなるべきなのかっていうことは、実際に消防委員会っていうものは、任務としては、在り方を十分、村長の諮問に応じて将来こうあるべきだっていうことを答申していくという、そういう、過去の団長経験者の方ですとか、こういった皆さんが入っておりますので、現実、もう消防団を見ている方々ですから、当然、地域の要請も分かっているはずですから、そこに諮っていくというのは手続として当然だろうと。それを諮るときには、私としては、今いろんな意見の中でこんなふうを考えているんだけど、方法としたらこういうふうにしないと駄目だと思ひませうんだけど、いかがでしょうかという投げかけ方をやはりするのが、これは決まっている決められた筋だし、消防委員会に諮るといふのはそういう意味かなと思ひます。

○3 番 (松澤 文昭) この部分、これからの中でも一番重要な部分でありましたので、ちょっと詳しく聞いたわけでありませうけれども、また、全部議論が終わった後、また再度、一番最後に村長に考え方を聞きたいというふうに思ひしております。

それで、先ほど申しました中川村消防団規則によりますと、この規則を全部全体的に読んでまいりますと、この規則の中で水害だとか火災、その他の災害都度における留意点だとか心構え、あるいは後始末等が細分にわたって定められておるわけでありませう。その一方では、その他の活動につきましては、文書簿冊、設備資材、教養訓練等が定められておるのみというような規則になっておるわけでありませう。つまり、中川村消防団の規則におきましては、消防団活動については川の氾濫だとか火災を想定した規則ということになっておるわけでありませう。もちろん、これは昭和33年に制定された規則でありませうから、その当時はこれでよかったかもしれませうけれども、現在は前段申しましたように消防団活動が多様化しておるわけでありませう。したがって、全体的な規則の見直しが必要ではないかなと考えるわけでありませう。

そこで、まず、火災、災害警戒、人命救助等、非常時における団員の平均出動人員についてお聞きをしたいと思ひませうわけでありませう。

○総務課長 平成25年から令和元年、これは年度ではなくて暦年でありませうが、この間に延べ38回の出動がありまして、平均で一般団員の出動人員は58人、特別消防団員は5人という結果でありませう。

○3 番 (松澤 文昭) 非常時における団員の平均出動人員は約3分の1、定数人員に対しまして3分の1というような状況であるわけでありませうけれども、この平均出動に關しまして村長の所感をお聞きしたいというふうに思ひます。

○村 長 火災、水防巡視などは、関係する分団——分団っていうか、分団ですとか部の出動という場合もあるかと思いますが、人命救助の場合には、3度、立ち会いを私もさせていただきましたが、家族ですか、警察のほうから要請があれば、これは全団員に招集がかかります。休日にもかかわらず、私が過去3回出た中では、ほとんど、多くの団員が出動していただいているという感想を持っております。四徳でほかの村のおじいさん、キノコ取りだと思われませんが、搜索願が出たときには53人くらいの——土曜日でした。朝から団員に集まってもらって、おかげにお昼には見つけれられたと、あそこは無線が非常に聞きにくいところもあるんですけど、こういう意味では非常に多くの団員に出動していただいておりますという感想を持ちました。

○3 番 (松澤 文昭) それで、先ほど申しましたように、これは昭和33年に制定された規則でありますので、やはり全体的な見直しが必要ではないかなというふうに私は思っております。

それで、幾つか提案をしたいと思うわけでありまして、やはり昭和33年に制定された規則でありますので、その当時は常備消防もなく、日頃は農業に従事していた村民を中心に家事や災害が起きれば現場に駆けつけるスタイルだったというふうにするわけでありまして、今は、高度経済成長時期を経て、多くの村民はサラリーマン化だとか、それからいろんな部分で多様化だとか、それから高齢化が進んでおるわけでありまして、多くの市町村で広域での常備消防を置くようになってきたと思うわけでありまして、この中川村においても消防団の役割も変化してきたというふうに思っております。やはり広域消防が充実化する中で、やっぱ広域消防と中川村消防団の役割分担について、これ、いろんなところで聞いてまいりますと協定書はないようでありますけれども、慣例の中で中川村消防団が水利の確保だとか残火処理、あるいは交通誘導等を行っております、位置づけとしては広域消防の後方支援の位置づけということになっておるわけでありまして、したがって、中川村消防団規則の中にも、やはり火災予防に重点を置いたような規則に変更すべきではないかと考えるわけでありまして、村長のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○村 長 今申し上げますとおり、常備消防の職員は、消火に関しては常に訓練をしておりますので、機械の操作、現場における適切な動き、こういったことは優れております。

火災現場における消防団の活動の実態も、今おっしゃられたように広域消防の後方支援というふうなことになかなか限定はされていないのではないかなというふうに思います。

また、警戒活動では、消防署と消防団とは異なった配置についておるわけでありまして、先ほども私申し上げてしまいましたが、人命搜索の主力は消防団であります。

火災予防だけで、これで済まないだろうなということは思うわけでありまして、火災予防については、火の元点検など、昔からやってきておるところであります、こういったことを、火の元点検、今、広報車でずっと1と15日の日に回っておるわけでありまして、こういったことを全部逐一、規則で定めることがいいのかなという思いもしておるわけでありまして。

ただ、規則で定める必要があるっていうのは、議員も活動をやられておるので分かるかと思いますが、消防団はこういうことをやりますよ、こういう活動をするんだっていう行動規範をきちんと決めるということの疑問はあるわけですけど、33年の規則っていうところがやっぱり引っかかりますし、今、出動することは、やることは多様になっていますから、見直す必要はあるのかなという、今のお話を聞く中では思います。

ただ、それをするとき、どこかいい例っていうのを必ず行政は見つけながら、これが活動に合うんだらうかっていう検討を加えるのが一番手っ取り早い方法ですから、そういったところも並行してやっぱり見ていく必要はあるかなとは思っています。

○3 番 (松澤 文昭) 私、今、村長が言われたことを全く言うておるわけでありまして、消防団規則の中に、実は、読んでもらったほうがいいと思っておりますけれども、全く出動に関しては細かいことを全部規定しているんです、逆に今の消防団規則は、1回読んでもらったほうがいいと思っております。そのことを今言った考え方に変えていったらどうですかと。あるいは、全部細かく規定をしなくてもいいんですけども、大きな流れの中でこういうこととこういうことをしていったほうがいい。逆に、今の消防団規則を読んでください。本当に事細かく規定されているんですよ。読んでもらったほうがいいと思っております。そんなことをやっていると時間がかかりますので、もう一つ違った観点から。

2013年には消防団遵守を掲げた消防団を中核とした地域防災の充実強化に関する法律が制定されています。背景には、阪神・淡路大震災や東日本大震災があり、常備消防がカバーし切れない災害が現実となり、住民の主体的な防災活動が求められるようになる中、その中心に消防団が位置づけられています。全国で災害対応が多様化する中、消防団の役割はますます重要になっています。消防団は、災害発生時には消化、災害対応、警戒、救助活動も行います。全国で大規模災害が頻発する中、多種多様な消防団活動が求められています。

大規模災害に対する組織の在り方、訓練内容を検討し、やはり先ほどの消防団規則の全体を見ると、ほとんど消火あるいは水害に対する細かい出動状況をそこには書いてあるわけですので、全体的に私は見直し、特に大規模災害に対する規則を盛り込むべきだと思うわけでありまして、村長の考えをお聞きします。

○村 長 どういう活動をするかっていうのは、災害の形が変わってきておるということもありますし、ただし、消防団が全てこれを活動してという、水害から守るとい——守るんだ、あるいは火災から命を守るんだという気概はありがたい話ですけど、やはり消防団としても、危険なところにはある程度、これ以上のことはやらないとか、そういうことは考えていく必要があるかと思っておりますので、今、細かい規定、これはあまり意味がないよというお話がありましたので、こういうときには規則の中ではこうあるべきであるっていう、そういう規定の仕方であるんだらうなと思っておりますから、そういう意味で、先進的なところを幾つか検討して、規則については整備をしていく、こういうことが現実には必要だなというふうに思います。

○3 番 (松澤 文昭) 時間がありませんので、次のことだけすぐにやっちゃいたいと思

ますけども、消防団の役割は、先ほど申しましたように消防団規則に定められた災害出動に限らず、私は、地域コミュニティの維持や地域の活性化も消防団が一部分を担っておると私は考えておるわけでありまして、消防団活動が永続的に続くようにしなければ地域の衰退にもつながっていくと考えておるわけでありまして、したがって、これらの地域コミュニティの維持だとか地域の活性化についても私は消防団の役割として消防団規則に載せてもいいのではないかと考えるわけでありまして、村長の考えをお聞きします。

○村 長 消防団規則なりに地域コミュニティのものを盛り込むっていうのは、ちょっと、よく勉強しないといけません、一般的にはそういうものって盛り込まないんじゃないのかなって、いろんな規定、規則の中に、ような気がしますけど、もう少し勉強しないと、これはすぐにはお答えできません。

○3 番 (松澤 文昭) 私は、後ほど、一番の基本は団員確保をどうするかっていうことなんですけども、そういう中で、こういう考え方を持っておるわけでありまして、やはり団員が減少するというところでいろんな議論が進んでおるわけでありまして、やっぱり中川村が今までの前例などの形式にとらわれなくて、新たに地域コミュニティの維持だとか地域の活性化を取り入れた、例えば消防団活動に、イメージとしては昔の青年団組織があったと思いますけども、ああいうものを若干プラスしたような組織に変革できれば中川村のイメージアップにもつながるのではないかなと私は考えるわけでありまして、そうすると、他市町村からも、中川村って、お、すごいことを考え始めたな、あるいは若者からも中川村が目されるような村になるのではないかと私は考えておるわけでありまして、そこら辺を含めて村長の考えをお聞きしたいと思えます。

○村 長 すぐにはちょっとイメージができないんですけど、消防団、十分に地域の皆さんや子どもたち、将来、地域を担っていつてもらえる子どもたちに対して、例えばどんちゃん祭りですとか、ふれあい福祉広場ですとか、そういったところではいろんな活動をやっている、十分イメージアップにつながったりしてくれていると思いますし、防災訓練のときには地域で、それぐらいですけど、何ていいますか、実際に消防団の団員の皆さんの指導で消火、簡単な消火器の使い方ですとか、放水の消火栓の使い方ですとか、そういったこともやっております。こういったことも、まずやっていくのが、言い方は変ですけど、ああ、消防団ってこういう必要なことをちゃんとやって教えてくれるんだっていう、まずそこら辺なんじゃないのかなと。議員のおっしゃられることの、持っている、消防団の地域を大事にしたり、その中でちゃんとした役割を認めていつてもらおう、もちろん分かってもらって、分かってもくれているんですけど、こういったことを殊さらやっていくっていうことは目的がちょっと違うんじゃないのかなっていう、お話の中で、そんな気がします。

○3 番 (松澤 文昭) まだほんの序盤中の序盤のところしか来ておりませんが、後ほど、またもっと議論をしていきたいと思えますけども、次回、ちょっと一番問題になっております団員の確保に向けて、ちょっともう少し議論を含めてやりたいと思えます。

まだ大分ありますので、幾つか議論をしていきたいと思えます。

○議 長 以上で私の一般質問を終わります。

○5 番 これで松澤文昭議員の一般質問を終わります。

次に、5番 松村利宏議員。

(松村 利宏) 私は、既に通告しました通告書に基づきまして「危機管理におけるリーダーシップ及びフォロアシップについて」質問いたします。

危機管理は、未然防止、被害局限、応急対応、復旧・復興の4段階があります。現在は、被害局限及び応急対応の段階であります。被害の最小限化、拡大防止、意思の危機への波及防止に注力しなければならないということになります。この段階で重要なことは、もはやベストはないということでありまして。感染局限という事前の策を追及することになります。

中国・武漢市に発した新型コロナウイルス感染症は、感染したかが分からない時点で感染力もあり、全世界で猛威を振るっております。昨日現在、世界で691万人が感染し、40万人が亡くなっております。日本では1万7,152名が感染し、919名が亡くなっております。

新型コロナウイルス感染症は、予測できない不確実性があるため、ある意味、奇襲攻撃ということが言えると思えます。奇襲攻撃っていうのは、奇襲っていうのは予期せぬ時期、場所に予期せぬ方法で攻撃をしていくと。これはコロナウイルスのことになるわけですけどね。予期せぬ時期、場所、日本中どこでも、世界中どこでも行けます。いつ来るか分かりません。コロナウイルスは目に全く見えません。誰が感染しているかも分かりません。そういうことで奇襲と言えということになります。奇襲に対応するための危機管理は、集中と徹底、これが原則であります。ワクチン、治療薬がない状況では、人と人との接触を避けることしか対応策がありません。

国は、死亡者を局限するため、医療崩壊を発生させないよう科学的思考に基づいた対応をするため、専門家会議により3密を避ける方針を示しました。

危機管理におけるリーダーは、3密を避けることに集中し、徹底することが求められています。中川村村民としての危機管理におけるリーダーは、安倍総理大臣、阿部県知事、そして宮下村長であります。危機管理のリーダーとしての宮下村長の考えをお聞きしたいというふうに思えます。

○村 長 新型コロナウイルス蔓延を防ぐということでありまして、3つの、今、議員がおっしゃられた密を避けるということというのが基本だというふうに思えます。過去のことも見ておきますと、やはりそれがきちんと守られてきているところは発生も意外と抑えられている——意外とじゃなくて抑えられている、そのとおりで思っております。ですから、このことは国の専門家会議の中でもずっと提唱されてきたことですので、3密を避けるためにどうするかという視点を中心にして、村としては、私としては、対策会議を開き、村民の皆さんにお願いをしてきたところのつもりであります。

○5 番 (松村 利宏) 今、村長からいただいたとおり、私も実は総代として南田島地区を

ずっとやっておるわけですが、兼ねて一緒にやっておるわけですが、今言われたとおり、3密に対するところの指導、考え方というのは地区まで徹底されているという認識を私も持っております。そういう意味では、非常に今のところ安心して対応をさせてもらっているということでもあります。

続いて、危機管理のリーダーが集中した政策をとる場合は、世界各国のリーダーが様々な批判を浴びているように、日本も同じであるわけであります。危機管理のリーダーは、様々な批判に耐えられる能力と覚悟が必要だというふうに考えております。

これは村長の所見を聞きたいわけですが、さらに、過去にありました——過去っていうか、3月にありましたダイヤモンド・プリンセス号の対応については、現場がどのようになっているかを承知しないメディア、コメンテーター等からの無責任批判が連日続きました。当然、日本は言論が自由なわけでありますけれども、危機管理においては、無責任な批判は、現場において命がけで働く人たちが、これはどんなウイルスか全く分かっていない状況でやっているわけですから、コメンテーターとメディアが勝手な想像をもってやるって言うのはいかなものかと、自由だっていうのは1個あるわけですが、という感じを持っております。この点についても村長はどのように考えておるか。

○村 長 これは、やはりさらされるんだと思うんですね。メディアを止めるわけには多分いかないと思うので、そのことを承知の上で、やはりこういった場合にはきちんと対処して命令をする、あるいは従っていただく、そこにいる責任者の皆さんは、そのことをもう全て受け止めて、そのとおりにやってもらう。先ほど、ベストはない、より悪いワーストも考えなければいけないという、そういう中で行動するということが必要だと思いますし、ダイヤモンド・プリンセス号の話は、私も、情報っていうか、報道を見て思ったのは、私もその一人かもしれませんが、この状態のところでも勝手に行き来していったら感染が広がるんじゃないというふうにはっきりと思いました。これは、もっと早く下船っていうか、降ろして、特別などこかに、よく外国でもホテルみたいに、今は貸切ったり、空いた施設に、そこに収容してきちんと対処したほうが、あれは、あの中でも感染がぼんぼん広がったような気がしますので、メディアの在り方はどうかとして、ちょっとあの対応はまずかったんじゃないかなというふうに私は思ったところでありまして、こういうのを見ると、もし中川村であんなふうな、困りますよ、いけないけど、そうなったときには、もうこれは、もう隔離をすとか、どうだとか、中川村だけじゃなくて、これは禁止をすとか、そういうところまで行動制限をしていく、命令をするのが私になるかどうか、大変なことだなということも併せて、あの状況を見ながら思っています。

○5 番 (松村 利宏) 私も実は同じような所見を持ったんですが、しかし、さりながら、やはりこういう全く未知のものに対しては、やはり外の人たち、その事案が一旦ある程度のめどが立ったらいいとは思いますが、そういうのは、ある程度のところは見ておかないと、批判っていうか、無責任な批判ですね、ある程度建設的な批判って言うのはいいと思うんですが、あまりにも無責任な、言いつ放しで、彼らは責

任を取るわけでも何でもないわけですから、そういう観点で危機管理のときには対応するって言うのも1つのことを考えていかなきゃならない時代に入っているんだろうということを感じます。

次に行きますけれども、新型コロナウイルス感染症対応は、国民が対策について重要性を理解し、積極的に協力しなければできません。現在は、リーダーの決心に対して批判する時期ではないというふうに考えます。

今後、ここ数年間いろんな危機が起きているわけですが、ウイルスを見ると、数年間隔で必ず新たなウイルスが発生しています。そうしますと、それに対するための対応っていうか、危機管理をどのように持っていくかというのを検証することが大事なんで、そこに向かっての検証をいかにやっていくかっていうことをしっかりやることを今後考えていかなきゃならないと思います。そういう観点で、リーダーに対して直接どうのこうの言ったところで意味がないわけで、そこら辺のところもしっかりと今後やるためのことが大事になってくるかと思えます。いわゆる危機が終結した後にリーダーの批判、評価というものもしっかりとやればいいのかというふうに考えますが、どうでしょうか。

○村 長 これは、未知の話だということがひとつ混乱を招いたことと、日本は、例えば都市封鎖はしませんし、やらなかった、やるべきだというようなこと、なぜしないというようなことを言っているメディアも聞いていますけど、やらなくて、やはり住民、国民に要請をして、それを国民がやはり理解して、できるだけ守っている、これがやっぱりよかったんだろうなと思いますし、確かに、批判は後でいいっておっしゃいますけど、でも、私とすると、その都度あったほうが私はいいと思います。しかるべき人が言っていて、その上でないと、もし、私、こういう場合だったら判断を間違えますよ。その中で、いろんな中で、やはり選択をして、これで行こうって言う、これは違うぞ、すぐこう修正すべきだという意見が多ければ流されるのかもしれませんが、私は必要じゃないかなと思います。ただ、批判っていうんじゃないか、非難っていうか、それはちょっと違うだろうなという気がしていますけど。

○5 番 (松村 利宏) 私もリーダーに対する建設的な意見って言うのは大事だと思うんですが、今、村長が最後に言われた非難っていうか、こういうのは、やはりこういう時期においては気をつけるべきかなあというふうには感じておるところであります。

続いて参りますけれども、危機管理は、失敗すれば、さきほど言ったように避難され、最善はないが最悪はあると先ほど村長も言いましたが、そういうことになるのが特徴だというふうに思っています。

当事者以外は、命がけで頑張っている医療従事者を信頼し、感謝を払い、物心両面で支援することが必要だと考えますが、これは、もう既に東京都とか大都市では、もう医療従事者が死に物狂いで、感染をしながらも一生懸命やっているわけですが、そういうのについてしっかりと物心両面で支援していくことが必要だと思いますが、村長の見解をお聞きします。

○村 長 そのとおりに思います。

今日、今朝の新聞じゃなかった、テレビを少し見てきたんですが、出かける前だったんですが、東京都での要請に従って、ある300床ぐらいの病院なんですけど、病棟の一部を新型コロナウイルスの感染者に、感染している方のために空けて要請に応じてきたと、ところが、一般の患者さんが、もうそのことが分かったとたんに来なくなってしまうって経営危機に陥っている、経営危機に陥っているという報道もありました。来ない患者さんはどうしているかっていうと、今、一般に言われているとおり、健診、健康診断ですとか、自分の病気をこらえていて余計に悪くなると、これは間違いですよということが言われているわけでありまして、こういったことがやっぱりないように、きちんと医療機関に対しては支援をすべきだと、それから住民に対しても、やはりこれは説明をすべきだと思います。これは、国や県がこういうふうにするって要請をした以上は、当然、その医療従事者の皆さん、医師、看護師とか、いろんな方がいますね、こういった皆さんに対しても、啓蒙を含めて、全て国の責任でやるべきだなど。これがないと、やはり医療崩壊ってそういうところから起きるんじゃないかなというふうに私は思います。

○5 番 (松村 利宏) 今いただいたとおり、やはりPRっていうかな、広報、これも非常に大事だと思ひまして、なかなか病院内でどういうことが起きているかっていうのは、最初の段階、私もよく分からなかったわけですけども、よくいろんな方の特別番組とかいろいろ組んでくれましたんで、テレビで、そういうのを見ていくと、やはり現場は大変なことになっているんだというのがよく分かってきたんで、そういうやり方っていうのもしっかりとやっていくことにより、我々住民のほうも支援できるんだろうというふうに思います。

次に、共生社会に復活っていう観点で、日本は結による助け合い、共同作業により発展した社会であるわけですけども、14世紀へと遡ると、産業革命による機械文明の発展により、個人主義を基調とする極端な分業の方向に世界が今進んできて、資本主義の極めつけになっているんじゃないかというように思います。その心の交流や生活の安心感をもたらす充実感まで失われたら、人は幸せにならないというふうに思っております。

自粛生活の不安を人々が自然な助け合いで解決し、支え合って暮らす安心感が必要だというふうに思います。これ、もう行き過ぎた個人主義っていうのは、個人主義っていうのは大事だと私は思いますが、行き過ぎた個人主義っていうのは非常に、相手は関係ないんだと、隣も関係ないんだという世界になるっていうのは非常にまずいと思っています。そういう意味で、やはり支え合って暮らすっていうのは大事だと思いますが、その辺は、村長、どうでしょうか。

○村 長 支え合って暮らすということは非常に重要なことだと思うし、日本人は、言い方が変なだけで、西洋もそうかもしれません、コミュニティーをやはり大事にしてきた民族の一つかなと思いますし、個人の思いも、ある程度やりたいということも我慢して、こういうふうにしなきゃいけないよと、これが全体の利益につながるよというふうに、自分の命を守るし、全体、日本の全体の感染者を減らすんだよっていうふう

に考えるときに、非常にこのことについては、率先してやっぱり理解し、やっていくというか、やろうとする国民だなと思います。ただし、最近ネットでもって、誰かがこういうふうにしたっていうと、一方的な思いで勝手に非難する、一方的にやっつけるような、そういう文化も中には目立ってきているっていうか、まだ一方であるということも、やっぱり反省すべきだなというふうに私は思います。

○5 番 (松村 利宏) 今、村長、最後に言われました。私もそれは思っています、特にSNSのあたりのところになるわけですけども、そのほか、これは日本だけじゃなくて世界中で同じことが言えるんだろうと思います。この辺の、やはり、日本の今言いましたみんなで助け合っていくんだというのが、SNSっていうか、インターネットの世界の中でも、やはり人間としてやっていく必要があるんだろうなというのを今の村長の答弁で確認を、私も感じておりますので、つけ加えておきます。

さらに、新型コロナウイルスの感染症は、日本において首都圏、関西圏、中部圏、福岡市とか札幌市の都市部で、ずっと見ていますと拡大しているわけです。都市部における過度の人口集中が最大の問題だというふうに考えます。

都市部では、今、各種企業はリモートワークで仕事が可能であることを学んで、既に都心ではオフィスの契約解除を行った企業もあります。日本の働き方は、アフターコロナ、これから2年間の間ではデジタルを活用したシステムに急激に変更しなければならぬというふうに考えています。

中川村は、リモートワークが可能な企業誘致を積極的に行い、中川村が次期、中期っていうか長期で考えています快適な暮らしと仕事の両立をPRして企業誘致を積極的に進めることが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○村 長 働き方の変換、転換と言いますか、こういったことがやっぱり今求められているというふうに思います。遠隔地でこそできるリモートワーク、仕事のネットの機械っていうか、パソコンを持っているところへ行って仕事をする、ノマドっていうらしい、何か遊牧民が移動してあるくんでノマドっていうらしいんですけど、そういったノマドワークっていうような関係の情報関連の企業こそ、家賃の高い都会を離れてリスクの少ない農村地帯に活動の拠点を移すチャンスだということを、いろんなところでも、テレビやラジオや、いろんなことも言っていますので、こういう企業の誘致を進めるために、特に私どものところは、今、議員おっしゃったように、5Gまでは行っていませんけども、ほかのところと遜色のないネット環境はつくっておりますので、この企業誘致を進めるために、やはりどういう発信をしていくのか、違いを出しながら、中川村なのかということはどうやってそこで訴えていくのかっていうことが私の課題であり、行政の課題だというふうに思います。

○5 番 (松村 利宏) 今、村長が言われましたとおり、ネットワークは私も遜色ないと思っていますので、あとはPRの仕方ということになるかと思ひますので、我々も一生懸命やっていかなきゃいけないと思ひますので、さらにその辺を進めていきたいというふうに思います。

次に行きますが、中川村は、現在まで未然防止、先ほど4段階言いましたけども、

まだ誰も入ってきていないということを見ますと、地域のエリアで伊那谷の中のさらに中川村っていう観点で見ると未然防止に成功しているということが言えるかと思えます。中川村に村外から来ることが考えられる観光スポット、陣馬形とか四徳キャンプ場とか望岳荘等を3月に閉鎖、村内への3密を避けることの指示、各種手段を活用した広報により村民に一つ一つの接触を避けることを周知している、できているという認識を持っています。このまま未然防止を図るためには、伊那谷での首都圏、中部圏、関西圏からの人の双方向の移動を行わなければ可能であるわけですが、しかし、社会生活、経済活動のためには、首都圏、中部圏、関西圏との双方向の移動を行わなければならないということになります。

阿部県知事は、6月19日から首都圏を含めて人の往来を自由とするということを言っています。そういう観点で見ると、私は、基本的には、ワクチン、治療薬ができるまでは北九州市のように中川村でいつ発生してもおかしくないという認識を持っています。そういう観点で見たときに、人が管理できない場所、例えば陣馬形山、ここはトイレとか水もあそこで使っているわけですけども、実際に村として管理できていないわけですよ。そういう視点で見ると、7月か8月ごろにはキャンプ場もという話も所信表明で先ほどあったわけですけども、そういう観点で見ると、こういうところも踏まえて、やはりどのような状態になったらいいのかというのを村長にお聞きしたいというふうに思っています。

○村長 クラスタ感染が明らかに発生していない、例えば大都会、大都会である東京、首都圏ですね、首都圏から発生の方が非常に、もう1けた台に落ちた、安定している、こういうふうな状態になったときではないかなと1つは思いますが、ただ、長野県の判断は今のところ正しいだろうと思います。

今のところというのは、そういった皆さんがいざ移動してきて、じゃあ3密を避ける場所で、夜、繁華街やなんかで、何と申しますか、私もそういうのを非常に早くしたいなあとは思っているんですけど、こういう楽しい時間をなるべく過ごさないようにというようなことも要請をして、長野県はしていますから、こういったことをきちんと守って、なおかつ来られる皆さんもそれを理解して、あるいは陣馬形やなんかでも、陣馬形も一時のテントが密集した状態はちょっとやばいなと思いますので、それもまばらにうまく離れている、もちろん、これはこちらで受け付けも制限をしていきますけれども、こういうことができる状態になれば、それほどの発生するリスクといえますか、危険は非常に少なくなるのではないかなと、何となくそんなことを想像するところです。

○5番 (松村 利宏) 特に望岳荘とか四徳キャンプ場等を含めて、確実に氏名まで、誰が来られたかっていうのは氏名まで管理できるところはいいんですが、今ありました、まだ陣馬形は完全にそういうことを、来年からやろうとしているわけですけども、できていないっていう観点から見ると、万が一発生したときの後の、そこから誰がどういう経路で追っていくか、濃厚接触者をどうするかっていう観点のところができないっていうのが、唯一、陣馬形山かなあと私は思っています、そういう視点で、も

う一回よく、ちょっと検討されたほうがいいかなあというふうに思います。可能であれば私もやったほうがいいと思いますが、ただし、リスクが一番高いのが中川村にとったら陣馬形山かなあと。要するに、人気があるっていう観点も非常に加味しておかないといけないなあと思っていますので、そこら辺をもう一回、ちょっとよく検討されたほうがいいかなあというふうに思っています。

それから、今、村長が言われました東京、首都圏の感染状況がどうかとなったときには、またすぐ閉鎖するっていう話にはなるかと思うんですけど、今の話を聞いてみますと。そういう観点からも、あまり慌てる必要はないのかなあと思っています。今年度、もう既にあと8月9月10月ぐらいでもうシーズンが終わりますから、そういう観点で見たいかたほうがいいのかなあっていう観点で、ちょっとまた、さらにもう一回、念を押して検討をお願いできればというふうに思います。

○振興課長 陣馬形の件についてですが、今現在は、見学はオーケーという形を取らせていただいております。全員の方が記入していただけるかどうかは分かりませんが、名簿というか、住所とか名前を書いたものを記入していただいてポストに入れていただくというような形のほうは今取らせていただいております。

8月以降、キャンプ等も再開はしていきたいというふうに思っておるんですが、キャンプにつきましては今予約制という形でありますので、氏名、住所は分かるということと、今20張りをしているんですけども、その部分についても少し少なくしていきたいなあというふうに思っております。併せまして、お願いできるのであれば、少し人も置きながら管理のほうもしていければというふうに思っておりますが、ほかのキャンプ場よりも先に再開というような気持ちのほうは持っていないところであります。

○5番 (松村 利宏) 今、質問、氏名を管理っていうか、分かるようにするっていう話がありましたので、非常にいいことだと思いますが、ただ、断らずに入ってくる人もまだいるはずですから、そこら辺のところもどうやって管理するのか。それから、先ほどありましたトイレ、それからあそこの水道っていうか水を使うところ、あの辺の管理、接触することによって感染するっていうのが特徴ですから、今回のコロナウイルスの、それを、じゃあ誰がその管理、手入れをして、ちゃんとそこの万が一発生しないような対策ができるのかという観点まで今回は見ておかないと、危機管理のリーダーとしては非常に大変なことになるんじゃないかなあと私は思っています。そういう視点でもう一回よく考えていただければと、慌てる、無理することはないというふうに考えていますが、よろしく申し上げます。

次に行きます。

長野県が公表する新型コロナウイルス感染症に関する情報は、プライバシー等の関係で報道等の公開に制限があります。伊那谷においては、感染後の行動経路が公開されず、インターネットでデマが流れ、飲食店が風評被害を受け、聞くところによると、これはもう廃業したという話も出ておりますね、飯田のほう、下伊那のほうで聞きますと。氏名等を特定することは避けませんが、その行動経路は公にすることが必要だと

いうふうに考えます。

特に、阿部県知事は、最近、新聞情報ですと、感染者が出るたびに、長野県内で感染者が出るたびに、その情報をどのように出すか関係者と深刻に考えて、どこまで出すかっていうのをその都度考えながら出していたというのがもう新聞に出ています。ということは、ロードマップがなかったってことですね、ないってことですよ、長尾県知事として。こういう話について、多分、県内の各市町村長も県との会話ってというのが、どうするかっていうのがあるっていうふうに聞いておりますが、この件について村長はどのように考えますか。

○村 長 特に感染者の発表のところでは、例えば伊那保健所管内ではなくて、どこそこの町村である、どこそこの市町村である、これははっきり公表してほしい、こういうことは必要だと思っています。ただし、これは、小さい社会の中では、恐らく、駒ヶ根市の感染した方がいらっしゃる地域では、場所は言いませんが、必ずどこそこのうちだつて、あそこの会社に勤めているのは彼しかいない、年格好が一緒だと、こういうことになるんですね。飯田市のお話も、私が聞いたのは、飯田市の北方の方が感染したらしいんだけど、あの人は、例えばコミュニティーの普段からのお付き合いもなかったんで、そんな勝手なことをしているからそうなるんだ、迷惑だ、出ていってくれという話になって、もういたたまれなくなったかどうか分かりませんよ、もうそれで住居を引っ越したと、こういう例もありますから、非常にこれは慎重に扱う必要があるというふうに思います。

行動経路を公表することによって、感染を心配して疑う人も出てくるわけです。ですから、保健所への相談が増えるのもこのようなきなわけでありますから、蔓延を予防するためには、ある程度の公表は絶対必要だと思います。けれども、やはり、そのことを詮索することによって、それで、いわゆるその人を集団から追い出したり、のけものにして、あたかも自分たちは安全だというふうな考え方は、これは違うだろうなというふうに思います。

○5 番 (松村 利宏) 私も、また同じような、村長の回答と同じなんですけども、あと、今、インターネットでいろいろと、これは個人的な話になるわけですけど、個人で入れるかどうかですけど、ある人と濃厚接触があるよってというのが情報でできるっていうのが今月中旬以降、国で考えているっていう話であります。そういうのがあれば、今言った話は非常にもっと分かりやすくなるんでしょうけども、全員がそれに参加してくれないと全く無意味になるわけですけどね、そういう観点では、少し、一歩前進したかなあというふうに思っております。

次に行きます。

4月12日に専門家会議は、重点医療機関は重症、中等症、軽症の区分に基づき対応することにしました。

5月15日に長野県は、人工呼吸器が必要な重傷者33床、中等症、軽症、無症状として上伊那郡20床、飯伊で15床、県で合計217床、軽症者、無症状者が広域県で受け入れられない場合に50床を準備し、検査は1日250検体を可能とするようになっ

ています。これは、県としてこのぐらい5月の段階中旬で、もうさらに、もうちょっと拡大しているかもしれませんが。

しかし、中川村の被害局限のためには、中川村全体を見ると、伊那っていうか、上伊那だけじゃなくて伊那谷全体で見て、新型コロナウイルスに感染した場合の重症者の受入施設、これが一番基本として考えなきゃいけないことだというふうに思います。この重症者、上伊那、伊那谷における重症者が発生した場合の受入施設っていうのは今どのように考えていますか。ちょっとその辺を教えてくださいというふうに思います。

○村 長 まず、長野県が最初に発表したというか、前回の12年、十数年前の新型インフルエンザの対応に当たって感染症指定医療機関を設けましょうと、これは国の指針でもあったわけですけども、このものが出されまして、減圧病床、外にウイルスを出さない、こういった工夫がされる減圧病床ですけど、この4床を備えておりますのは伊那中央病院であります。これがまず受入先になります。昭和伊南総合病院も協力指定医療機関というふうになっておりますので、この2病院が、まず受入先になります。

伊那中央病院は、対応病床を十数床、私が聞いているのは十数床としか、ちょっとはっきり数字は見ておりませんので、今4床以上に拡大をしていくことは申し上げるようであります。

それ以上に患者さんが出てしまった場合どうするのかっていうことですが、そうなった場合には、昭和伊南総合病院が今度は受け入れ先になります。

搬送につきましては、上伊那広域消防署の救急車がこれを行うことになるというふうに思われるわけであります。

さらに、入院をしている軽症者、ウイルスをキャリアといいますか、持っているんだけど無症状の人、こういった人もいるわけでありまして、無症状だけど感染者もいるわけで、こういう皆さんの療養をどこで行うかは今計画中であるということのようであります。

それから、誰が搬送するのか、もしそういう状況になったら搬送する人もあれですから、例えばどこかのタクシー会社ときちんと契約しておいて専門にやってもらうとかいうことも考えられますし、誰が搬送するのかも検討中であるというふうなことしか申し上げられません。

ただ、想像するには、自宅療養を基本にして、例えば、想像するにですよ、私が。上伊那のホテルのホテルを指定しておいて、これは、ホテルも個室であり、トイレもお風呂も全部1つのスペースで完結できる、こういうタイプであります。こういうホテルに協力を求めることになるんだろうなと思うけれども、これはちょっと、詳細は不明であります。

○5 番 (松村 利宏) いずれにしても重症者が出たときの対応っていうのは非常に重要になってくると思うんで、その辺は、また県と上伊那の保健所等を含めて、しっかりと確認を、連携を図っていただきたいというふうに思います。

あとは、あと、今後のPCR検査、抗体検査とか抗原検査、それからLAMP検査つ

ていうのを今新しく国で考えているっていう話ですけども、こういうものの今後の運用とか、特に高齢者介護施設、それから学校等で、北九州市でも今回、小学校っていうか、学校で発生したわけですけどもね、そういう観点で、今言った検査っていうのを、もし万が一発生した場合の対応をどのように村長として、やってみないと分からないっていう話は1個あるわけですけども、非常時の場合、考えているか、そういうのはどうでしょうか。

○村 長 まず、発生しないようにっていうのがまず大原則だと思いますけれども、今、議員おっしゃられたPCR検査の場合でありますけれども、これについては、発熱が続いている、続くなどの症状の方が保健所に申し出て、ウイルス検査の必要ありとなった場合なんですね、こういう場合に行うので、運用の詳細は、細かくどうやってやるかっていうことは、ちょっと私も承知しておりませんし、抗体検査についても、どのような検査を行っていくのかっていうことも、ちょっとまだ、私どもを通じてまだ示されておりませんし、こういったことも何とも申し上げられないわけです。

高齢者施設の特養ですとか老健、そういうもの、それからデイサービス施設、高齢者のグループホームでは、感染症防止マニュアルっていうのがありますので、これに基づいて、もう本当に徹底的にやっていただいております。入所施設でありますけれども、5月中は面会もできなかったというようなことのようにありますけれども、6月1日以降は、これを解除した入所施設もあります。上伊那っていうか、駒ヶ根市にある施設ですけど。

通所施設について、今度は通所ですけど、通所施設につきましては、家庭での検温、忘れた場合には事前に検温をして、熱のある人以外を受け入れるというふうにしておるようになります。移送者のアルコール消毒もその都度実施をしておると、これははいわゆる荘に確認をいたしました。こういうことで防止を図っております。

もし、こういった中で発生してしまった場合には、こういった皆さんは、働く皆さんと一緒に、そこに入所していらっしゃるグループホームもそうですけど、こういった皆さんも当然、濃厚接触者に入りますから、この部分での経過観察をしながら対処すると、こういうことになるんだろうなと思います。こうなった場合には、それじゃあどうするかっていうことは、細かく、こうなった場合には、施設の側で、あるいは、なんでしょうけど、これは、保健所なり、伊那保健所なり、そういったところでの支持に従うんだろうなあとというふうに思います。

○5 番 (松村 利宏) いずれにしても、高齢者がかかると非常に重症化するっていうことですので、かからないようにするのが一番大事なんで、そこはしっかりとお願いして、万が一かかった場合の対応っていうのも、これもしっかりと考えていただきたいというふうに思います。

次に、学校の休校が4月5月、ちょっと、2カ月は行かなかったわけですが、1カ月ちょっとあったわけですけども、教育時間をどのように今後確保していくかっていうのが非常に重要なことになっているかと思えます。

特に、中学校とか小学校の高学年っていう観点で見ますと、ある程度時間を延ばし

ても生徒はついていけるかなあと思うんですけども、小学校の低学年においては、やはり学校に慣れるっていうのが、まだ慣れていない段階で4月5月ともう過ぎてしまっているんで、そういう観点では非常に厳しいと思うんですが、この辺についてはどのように考えていますか。

○教育長 4月以降の臨時休業における授業の欠落日数は19.5日というふうに計算をしているということでありまして。この回復のために、中学校では、夏休みを短縮して授業日を9日確保し、そのほか、教職員の研修日の中止や行事の精選、年間計画の中の余剰の日数などで確保を計画しております。小学校でも夏休みを短縮して授業日を確保し、そのほか、水曜日は5時間授業なんですけれども、ここを6時間授業にするというようなこと、また、そのほか中学校と同じような対応で確保する計画であります。各学年で習得すべき学科の内容については、現在の状況ではこの計画で進められるというふうに考えております。ただ、今後、第2波、第3波の感染があった場合には、さらに対応を考えていきたいと思えます。

児童の健康状態とか心理状態の把握については、休業中の家庭訪問や分散登校でも様子を観察したわけでありましてけれども、学校が再開してからは、朝、家庭で検温や健康観察をして、用紙を学校に持ってきて、それを学校で確認して、検温していない子どもは、そこでさらに検温して、健康観察に努めています。長期の休業の後の登校で疲れを感じている子どもも見られるわけでありましてけれども、個別の対応も行っているところです。

○5 番 (松村 利宏) 特に先生方が非常に気を遣われて大変な状態になっているかというふうに思いますんで、生徒もそうなんですけど、先生方のほうもよく面倒見ていただけるっていうのも大きなあというふうに思いますので、よろしくお願いします。

この中で特に中学生が、今まで中学生になると、全国大会っていうはないけども、大会を目指して、体育の授業だけじゃなくて、体育だけじゃなくてそのほかの文化活動も、そういう大会を目標に、ある程度、学業と両立しながらやってきたっていう、目標が今なくなりつつあると思うんですよね。その辺のところについては、どうかっていうのが、どのように考えておられるか。できたら、近傍のところで1試案でもいいから試合とか、もしくは、隣の同じようなクラブ活動をやっていたら一緒にちょっと、3密になるのを避けてやるとか、そういうのをやっていただけるといいかなあというふうに考えているんですが、その辺のところと、もう1個、今オンラインのほうで、パソコンとかを今整備しているわけですけども、なかなか私は今年度中にはできないと思っているんで、それを教えるほうも含めてですね、お金はついているけどもですね、その中で、特に中学3年生の高校受験に向かって、今後さらに2次3次っていう観点になってくると、また授業、学校を休校しなきゃいけないという体制になったときに、もう既にあるパソコン、今ありますよね、何台か、学校で、そういうのを活用して少しでもオンラインができる体制をもう準備しておく、最悪、家庭でもいいけども、学校に来てもらっても分散して中学3年生はできるというのをやっていく必要があるかと思うんですが、そういう観点ではどうでしょうか。

○教育長 初めの部活動といいますか、そういう関係については、県あるいは南信の大会等は中止になっておりますけれども、郡の中で数校、あるいは郡で計画をして、3年生の生徒が体験できるようにというようなことは考えていく方向だというふうになっております。

また、インターネットのことについては、学校のほうでだんだんに研究を進めているところでありまして、その進具合を見守っていきたいというふうに思っています。

○5番 (松村 利宏) 特に、先ほど言いました中学3年生の場合は、ちょっと受験のほうでかなり心配になってくると思うんで、その辺のところのやり方を、学校に個別に来てもらえばパソコン使わなくてもできると思うんですけど、そういう観点で特に注意していただければと、留意していただければと思いますんで、よろしく願います。

次に行きます。

3月以降の中川村の新型コロナウイルス感染症対応は、人と人の接触を制限することに伴い、飲食業、観光業、観光農園、それから青果農家等に甚大な影響があるわけです。また、収入がなくなった人に対する対応も必要であります。村は、令和元年度補正予算、令和2年度補正予算により、国、県と連携を取り迅速な対応をしており、評価できるというふうに認識しております。ただし、今後、新型ウイルス感染症ワクチンができるまでの間、第2波、第3波が予想されることにより、今後、予備費を使っても困っている人、本当に真に困っている人はこれからまだ出てくる可能性がありますので、そういうのに対して重視して支援をしていくということが必要だと思っておりますが、村長の見解をお願いします。

○村長 まず、基本、第2波、第3波がはっきり起きるということを覚悟すべきだという専門家の意見がありまして、これについては、過去の発生ですとか、スペイン風邪が100年前にはやったときも、実は、日本においては第2波のほうが大変だったという、死亡者が多かったということも聞いております。こういう経験を基にしておりますので、国、県の対策に準じて村の対策を決めて実施していくという姿勢は、変わりがないと思えます。

先ほどから何度も申し上げますとおり、もしそうなった場合には、改めて3密を避けた活動が基本であるということを強く言いながら進めていくことに変わりはないだろうということと、次の波が来るまでに、マスクですとか消毒液、これの備蓄を急いでおります。予算も認めていただきましたので、まず認めていただいた予算をきちんと確保するというところであります。

ワクチンの開発には1年半かかるというようなことを言う専門家の皆さん、お医者さんだと思いますが、いらっしゃるわけでありまして、それまでに第1波を経験した私たちとしては、自制した社会生活を送っていく、これしかないだろうというふうに思いますし、今まで少なくとも県境をまたぐ移動はしないことで長野県は感染者も抑えてきたということでもあります。それを学んできたというふうに思っておりますので、大事なことだと思っております。

学校におきましても、先ほど教育長が答弁をさせていただきましたけれども、ネットを使った授業、学級活動が行えるように、児童、生徒、先生とも機器の使い方を学び、タブレット端末の整備を急いでいきたい。はっきり今からという言い方はちょっと難しいんですけど、議員がおっしゃられたように、もしかしたら今年中の整備はちょっとあり得ないかもしれない。だから、来年、来年の年度中に整備できればいいかなあと思っておりますし、それまでには、先ほど教育長も申しましたが、ネット環境のない子どもたちも幾つか機械を入れておりますので、こういった子どもたちを中心に、夏休みを使って、例えばですよ、研修をしてもらうとか、夏休みじゃなくても、ある時間帯に集まって、その中でしっかり勉強してもらうとか、こういったこともやりながら、まず使い方に先生も子どもも慣れる、全部そろそろまでにそういう体制をつくるということが大事じゃないかなというふうに思っております。

いろいろ言っちゃいますけども、予備費を使ってもというふうにおっしゃっていただきましたが、まだ予備費を使わなくても、まだ、そういう言い方はありませんが、多少の余裕はあるんです。ほとんど繰越金、もう確定をしてきましたけど、2億円、いわゆる繰越事業としての、繰越予算としてのいわゆるものは2億円繰り越してはいますけど、去年からの繰越金は2億3,000万円くらいありますから、まだ多少は余裕があることだけ申し上げておきたいと思えます。もしそうなったときには、議会の同意を得ながら次の手を打つと、予算を使ってということにもなりますけども、その段階では、早い段階で、また議会にお願いをする、説明をしながらということも、ぜひ議員の皆さんにもお願いをしておきたいということでございます。

○5番 (松村 利宏) やはり、コロナ対応で村民の、要するに飲食業を含め、そういう方たちが継続できるっていうのが非常に重要ですので、しっかりと対応をお願いしたいっていうふうに思います。

次に行きます。

6月から10月は、最初に村長が言われましたとおり、豪雨、いろんな豪雨による災害、これが予想されます。特に、そのときの避難場所とか避難所という観点で見ますと、昨年、千曲川の災害、決壊したところへ災害ボランティアで行ってきたわけですけども、そこでちょっと気がついたのは、今回、コロナ対応っていうことで3密を避けるっていう視点で見たときに、1つ重要なことがありまして、2つですね、1つは、避難はしたんだけど車が全部使えなくなってしまって、全ての車が、その後、非常に困っているっていう人たちがかなりいました。それが1つです。もう一つは、全然違う視点で、避難はしたんだけど、1階は全部使えなくなったんだけど、2階は直ちに、あれは東電ですかね、あそこはね、東京電力の方が来て、すぐ電気が通って生活できるようになっていきますという話が2つあります。ということは、どういうことかという、今回、こういうコロナ対応の場合の避難場所、避難場所っていうのは応急的に避難する、どこでもいいわけですね。避難所っていうのは、そのあと1週間とか2週間避難するっていう場所っていう観点で定義されているわけですけども、私は、高台のトイレがある安定した場所、この安全な場所に自分の家にある車全てを持って、

各自1台ずつでいいから避難をするのが最善の方策だと考えます。万が一、1階が水害に遭っても、2階まで水害に遭うようなところは、中川村ではほとんどありません。崖崩れになったら、ちょっと駄目ですけどね。そういう観点で見たときに、2階は生活できる態勢になると思います。要するに、避難場所は高台の安全な場所、トイレとかあるところが一番いいです。風、台風とか来て何か飛んでこないところが重要ですけどね。そういう場所を選定し、大体、台風とか豪雨が過ぎ去ったときは、家を見に行き、1階が仮に被害にあっても、2階にすぐ電気を来るように中部電力にお願いして、そこで避難生活を送るということが一番最前の対策だと思いますが、そういう観点についていかがでしょうか。

○村 長 千曲川での浸水被害の後の復旧、これ、東京電力の全面的な協力というかもあったかと思いますが、今のお話を初めてお聞きしまして、実は、中川村の中では、高台と思われて非常に何とか安全だろうと思われるところは、片桐の北のほうのところ、それから東はリンゴの里のあそこら辺くらいかなあと考えていまして、そうになると、非常に、中川村は具体的に言うと非常に難しい、私のところなんかは非常に危ないところの筆頭みたいなところでしょうから、ちょっと、今の議員の言われたお話は、もう少し情報を取りながら、そうはいつでも村の地形的な制約もありますから、これを改めて、今度は風水害対応ということでもって、土砂災害ですね、ちょっと千曲川の経験をもう一遍ひもときながら、係の中でも勉強させてもらっていきたくて、勉強しながら方向を、防災計画もこれからもう一遍、発注したばかりですけど、きちんとその中に場所がないとしたら明記するとか、方法としてこういうことだよというふうにやっていく手もあるかと思いますが、情報をまた教えていただきながら、私どもも検討してまいりたいというふうに思います。

○5 番 (松村 利宏) いよいよ梅雨の時期に入りますので、その辺も、私もしっかりと連携取りながらやらしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議 長 これで松村利宏議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後3時20分とします。

[午後3時08分 休憩]

[午後3時19分 再開]

○議 長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

9番 鈴木絹子議員。

○9 番 (鈴木 絹子) さきの通告に従いまして、「加齢性難聴者の補聴器購入制度の早期実現を」、「ヒヤリンググループの設置を」の2点について質問します。

まず初めに、補聴器購入に際して村でも補助制度の実施ができないかということです。昨年9月議会でも取り上げ、保健福祉課長より、もう少し県や国、近隣の様子を見てからという答弁をいただきました。

村内には、既に補聴器を使ってみえる方が結構な数になるようです。一様に、補聴

器は値段が高いなあ、慣れるのに時間がかかるなあと言われます。補聴器を使っていなくて聞こえが悪くなっている方は、何度も聞き返したり、思わず耳に手を当てて聞こうとしたりされます。補聴器購入に補助制度をお願いしたいという話をすると、いいことだねえ、少しでも補助があればありがたいねという声が返ってきます。

ある女性は、自分の耳の聞こえがおかしいと自覚したのは、葬儀に参列していたとき、お坊さんがお経を唱えているはずなのに何も聞こえないと分かったときだと言われました。地区の会合などに出かけても、大勢で話していると、ざわざわして何を言っているのか分からず、悲しかった。ちょっと前、かなり前なのか、10年以上前なのかと思うんですけども、補聴器をつけている人もあまりいなくて、自分が取り残されているようでとても悲しかったと言われました。今は、補聴器をつけていれば分かるし、周りにも補聴器をつけている人が増えてきていると感じているということです。

村長は、このような耳の聞こえの悪い方との対話の経験はおありでしょうか。

○村 長 私の祖父であります。もう27年前に他界をいたしました。祖父は非常に耳が遠く、何と言ったか「よ？」って言って聞き返すんですね。若かった、若かったって二十数年前、それほど若くありませんが、非常に煩わしく感じたことはよくありました。補聴器をつければ聞き取れるようでありました。30年近く昔のことを、質問いただきましたので、改めて思い出したところであります。

同じ年の耳が遠い友人がおります。たびたび聞き返してきます。発声が悪いかと思いき直して再び説明するっていうことはたびたびあります。

耳の遠い方には、耳元で大きな声でゆっくりと話せば大概のことは理解いただけるものというふうに感じますが、難聴では私はありませんので、そう思い込んでいるだけかもしれませんが、これが今の感想であります。

○9 番 (鈴木 絹子) 私も耳の聞こえが悪いかなという人と話をするときに、やっぱり大きな声で、なぜかゆっくりと話をするかなあとと思います。場合によっては、日本人なのに片言で話そうとしたりすることもあったりします。

聞こえにくいっていうことは、言葉のままに聞こえないということで、違う言葉に聞こえたり、分からなかったりするわけです。私たちも普段の話の中で1つ2つ難しい言葉があつて何？と思うことはありますが、話の流れが伝わらないことは大変つらいことなのだと思います。それは、御本人もそうですし、対応している相手も、どこまで聞き返すのか、説明を繰り返すのか、迷うところではないかと思えます。

前回9月のときには欧州と日本の補聴器の所有率について考えをお伺いしましたけれども、今回は公的補助の違いについてどう考えられるのかをお聞きします。

欧州諸国に比べると、補聴器購入への公的助成など、日本の難聴者支援の遅れが際立っています。日本補聴器工業会が欧州補聴器工業会の協力を得て実施した調査の現状は、2015年12月現在、デンマーク、ノルウェー、イギリスの各国は、100%公的補助であります。ドイツ、イタリアは、約7万円～10万円の補助。フランスは1万4,000円ですが、19年から21年までに完全補助を目指すとしています。アメリカと

日本は、ほとんど100%自己負担であります。

WHOの基準では、26～40 デシベルを軽度とし、医師と相談して補聴器を使うことになっていて、41～60 デシベルでは中等度難聴で常時使用となっています。

ちなみに、40 デシベルは、庭でコウロギが鳴いている音が聞こえるか聞こえないかぐらいの感じです。70 デシベルは、40 cm以上離れて会話が聞き取れないという状態です。

また、欧米では、国家資格、公的資格を持つ補聴器技術者と医師が連携して補聴器を調整するシステムがあります。日本にも認定補聴器技能者はいますが、国家資格にはなっていません。また、認知度も低いです。

このように、補聴器についてヨーロッパの福祉は充実していると見ますが、村長として、この点についてはどのように考えられますか。

○村 長 まず、WHOの基準と、どうも日本の難聴の基準が若干ずれているというふうに思います。日本では、障害の程度が70 デシベル以上の高度難聴、高度の難聴にならないと障害者手帳の取得ができません。当然、補助が受けられません。70 デシベル未満の中等度難聴で、聞こえにくく不自由な方も多くいるのではないかというふうに想像するわけですが、中等度難聴では補助は適用されません。

補聴器は、高度なものが多く、性能の良いものになればさらに高いわけです。村内の前年度と前々年度の高度難聴以上の補助適用者の補聴器購入額を調べてみますと、5万円弱のものが非常に多かったということになります。ただ、補助制度を実施している自治体にお聞きしましたところ、20万円くらいするものが多いというふうなことでありました。こういうことで、価格の差は非常に大きいなというふうに感じております。

現在、県内で中等度難聴以下の高齢者に対する補聴器購入補助を実施している自治体は、確認した中では1自治体、これは事実ですからお名前を申しますと木曾町であります。これのみであります。

難聴者支援についてもヨーロッパの公的補助が充実しているのは、WHOの基準によるものなのかどうか分かりませんが、やはり、こういう実態から、今のお話を聞いたりしていますと、日本でも公的補助が進めばいいなというふうに現実には思います。木曾町だけでなく、これがいろんな自治体で次から次へと起きてくれば、もう自然の流れとして早くやれというふうになるのかなというふうな気もしております。

○9 番 (鈴木 絹子) ヨーロッパと比べること自体どうかなということも考えてはいましたけれども、大事な課題かと思えます。村民の福祉向上にとってよいこと、必要なことは取り入れるべきと考えます。

今では、難聴者の社会参加にとどまらず、認知症予防など医療面での効果が注目されている補聴器ですが、東京都江東区は現物支給がされている全国的にもまれな自治体です。聴力検査で必要と認められると、その場で自己負担なく支給されるそうです。また、補聴器相談制度とセットになっているのが特徴です。これは、よいコミュニケーションと積極的な社会参加を目的に1990年にスタートし、条件を満たす65歳以上の

難聴者に4万5,000円相当の補聴器を支給するものだそうです。箱型と耳かけ型の2種類で、1人1台、1回限り、耳かけ型補聴器を半年ほど使っている83歳の男性は、テレビの音がしっかりよく聞こえるようになったのがうれしいといい、今のところ順調だということです。また、84歳の女性は、補聴器を使うようになって人と話すことに安心感があるといいます。

江東区では20年も前から取り組んでいるということは驚きではありますが、この取組についてはどう考えられますか。

○村 長 江東区でこういうふうなことをやっているっていうのは、思うに、難聴といいますか、そういうふうな皆さんが江東区だけ多くて要望が強かったっていうことも考えられませんが、区長さん、それから区議会議員の皆さん、非常にこのことに関しての見識と、やはり理解が強かったのではないかというふうに思います。そういうふうに言ってしまうと終わりでありませぬけれども、よりよいコミュニケーションと積極的な社会参加、このためには話を聞き取り、会話ができるということが前提でありますので、そのための補聴器の支給だと思うわけでありませぬ。区民にとっては非常に手厚い制度だというふうに思います。

ちなみに、今申し上げませんが、所得制限があるようでありまして、所得制限については当然基準を設けておると、その制限の中で希望される皆さんということのようでありませぬけれども、それにしても、そこで診断をして、補聴器を専門に取り扱う業者さんがその状態に合わせて選んでくれて支給してくれる、これは非常にいいシステムだなあと、二重なことをする必要がありませんから。っていうのは、自分で補聴器屋さんに行って例えば補聴器を作ると、一般的には、補聴器を合わせてみて、どのぐらいの補助だよってって、その差額を払うと、その補聴器が実際には本当に合っているかどうかっていうのはなかなかすぐその場で結論は出ないと思いますが、診断と専門の業者が一体になってできるっていうのはすばらしいなというふうに思いました。要するに、何が言いたいかっていうと、江東区の例を見ますと、所得の条件はあるわけでありませぬけれども、高額な補聴器の購入に少しでも手助けができるように、やはり何らかの方策は考えていく必要なあるんじゃないかなというふうに思います。

ただ、補助制度のある自治体では、20万円の補聴器も対象であるということも、係の中で調べてもらいましたら、そのような実態であるようでありませぬので、自分に合っているものが一番いいんであって、高額であれば良い機器とも必ずしも言えないのかなあというような感想も持っております。

○9 番 (鈴木 絹子) 厚生労働省の介護予防マニュアル改訂版、平成24年3月には、閉じ籠り症候群として、生活の活動空間がほぼ家の中のみへと狭小化することで活動性が低下し、その結果、廃用症候群——廃用とは使わないことですけれども、廃用症候群、すなわち不活発な生活や安静で起きる全身のあらゆる器官、機能に生じる心身機能の低下を発生させ、さらに心身両面の活動力を失っていく結果、寝たきりに進行するという考え方があります。ここが、まさに今、新型コロナウイルスで外出自粛、3密を避けるというところにぴったり重なるところでもあります。聞こえが悪くなって人と

の会話が聞き取りにくくなり、何度も聞き返すのも嫌になり、次第に外出もしなくなつて家に閉じ籠ってしまう状況とコロナの自粛で出てはいけないことが重なって、大丈夫かと心配になりました。

自粛解除によって、村内では健康体操が地区を巡回する形で取り組み始められています。高齢者は楽しみに参加をしています。

閉じ籠り高齢者の要因は、身体的要因、心理的要因、社会環境的要因があり、身体的要因の中には具体的に視力、聴力の低下と明記されています。

こんなときだからこそ、誰一人取り残さない取組として補助してもらったらありがたいという加齢性難聴者に心を寄せた補聴器購入補助制度をできるだけ早い時期に実施するという考えを表明していただいて、中川村の高齢者の健康寿命が延びることにつながっていったらと思いますが、村としてはどのように考えられますでしょうか。

○村 長 中等度の難聴者で補聴器の購入希望を望む声がどのくらいあるのかについて、把握するのは容易ではないわけですが、今回、請願も議会のほうに出されておることも承知をしております。

聞き取りにくさ、難聴度は様々かなあというふうに思うわけでありまして。補聴器を使っても回復し難い方もいるかもしれません。医師が補聴器の使用を必要と認めた方を対象とするのか、また、補聴器は購入と同時に調整も必要でありますので、せっかく補助制度を使って購入したけれど、耳に慣れず、合わずにやめてしまう方がいるのではないかと、実際いると思うんですね、こういう方をどうするのかとか。先ほどの御質問でもありましたが、江東区では所得制限も設けておるようでありますけれども、こういった所得に応じた問題。それから、聴力の範囲を限定している補助制度実施自治体がどうも調べてみると多いということのようであります。補助制度を使って作って、利用しやすくするためには、そうした条件を一切排除して補助してしまうっていうのも1つの方法であろうかとは思いますが、でも、それもどうかという思いもありますし、一方での補助制度の問題を解決しながら、やはり公的な補助の在り方も考える時期かなというような気は、議員の御質問の中では感じておるところであります。

○9 番 (鈴木 絹子) 補聴器の使用については、後でちょっと聞こうかなと思ったんですけど、先回、村の健康診断で聴力の検査をしていただけないだろうかというときに、ちょっとそれはできませんねということだったんですけども、自分で耳鼻科に行つて検査をしてもらうということで、できるだけ耳の聞こえがおかしいなと思ったときに早く医師の診察を受けて、補聴器が必要というふうな話になれば早くする、補聴器をつけることが聴力の悪くなるのを抑えるし、そこで聞こえが悪かったことが聞こえることになってコミュニケーションも取りやすいので、うんと悪くなってからでなく、本当に早いうちに、気がついたときにつけることがとても大事なことはないかと私は思います。

村長も言われましたように、本当に、せっかく補聴器を買ったのに、なかなか自分に合わないっていうか、合わせる必要があることで、合わせにくくて何だかよく聞こえないっていうことで、もったいないなと思うんですけど、使わなくなってしまう

という人の話も聞いたことがあります。なので、高齢になってそういうことがとても煩わしくなる前に、自分でちゃんと操作ができる状態で補聴器をつけることがとても大事なかなと、つけて、それでしっかり練習をしなきゃいけないということだと思います。

2つ目になりますけれども、ヒアリングループの設置についてですが、現時点での考えはいかがなものでしょうか。

大きな会場に工事を行って設置する方法と移動式で小規模に利用できる方法、受付に取り付ける方法など、いろいろな機種があり、値段もいろいろです。ループで囲まれたところでは受信機でよく聞こえるということなので、移動式なら工事もなく設置できるので、講演会など、敬遠していた難聴者も普通に参加できると思いますので、ぜひ考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

ちなみに、長野県内には、飯田市役所、上田市役所、松川村役場、大町市、安曇野市、山形村、小諸市、長和町、千曲市、中野市、上伊那要約筆記センターほか21か所に設置されているそうです。

設置の考えについてお伺いしたいと思います。

○村 長 ヒアリングループは、難聴者の聞こえを支援する装置のこのようであります。日本では、磁気誘導ループ、磁気ループと呼ばれているらしいということであります。

補聴器や人工内耳で磁気を感じて、直接音声が入ることで、雑音が入らずクリアに聞くことができます。設置型と移動型、両方があります。設置型は、どの位置にいても安定した磁界が得られますけれども、一部の範囲に特定され、工事費もかかるということであります。一方、移動型は、通常の好きな場所にループを設置できる利点はありますけれども、磁界が安定していないために補聴器と離れ過ぎてしまうと聞こえが悪くなってしまうと、また購入費も相当かさむようであります。

難聴者の方が多く集まるような会議なら効果があるとしても、通常の会議ではあまり利用度が少ないように思われております。したがって、村でヒアリングループの設置の補助はということでありますけれども、値段、いろんな限定される、こういったことを考えますと、どうなのかなあというふうに考えるところあります。

○9 番 (鈴木 絹子) 今のお話でいくと、ちょっと村での設置については難しいかなという感じかと思いますが、先ほどちょっとお伺いしたんですけど、村の健診に聴力検査を入れるっていうのは、去年もちょっと難しいかなっていうことを言われたんですけど、今年、今の段階でもそれは変わらないですか。

○村 長 村の健診、特定健康診断を兼ねてやっております。あと、がんの検診もやっておりますけれども、特定検診につきましては、やはり聴力の項目を必要としておりませんので、これを1つ項目を設けますと、当然、専門のスタッフ、機器の持ち込み、音を遮断した部屋でもって、確保して、そこでやらなければいけない、こういうことになりまして、それだけでも値段が上がってきます。これをやるのが全ての方に必要かどうかというのは、やはり特に知りたい方っていうのは、やはりちょっと聞こえが悪いと思うんですけどっていう方に限られるでしょうから、本当の意味でこ

- れが全ての方に、特定健診の中に加味してやる、プラスしてやるっていうことは、ちょっと今考えられないところであります。
- 9 番 (鈴木 絹子) 最後になりますけれども、中川村を支えてきた高齢者が笑顔で元気に暮らせるように、聞こえがおかしいと感じたらすぐ耳鼻科を受診することを保健福祉課のほうからもしっかり啓発していただいて、必要となったらできるだけ早い時期から補聴器をつける習慣をつけて、聞こえが悪くなることを少しでも遅らせ、活動的に友人や家族との交流ができることがとても大切なことと考えますが、この点ではどうでしょうか。
- 村 長 やはり、聴力に不安を感じたら、放っておかず早めに耳鼻科を受診するように、広報で広くお知らせをしていきたいというふうに考えます。
- 何とか聞こえているうちは補聴器をつけたがらない方もいるかもしれませんが、補聴器を早い時期からつけるという習慣、これも必要だという話もありますので、いわゆる御本人の判断もあって、なかなか強要もできないところではあります。しかしながら、先ほどからお話の中でありましており、耳が遠くなってしまって、前回でしたっけ、議員さんからお話がありました、集会に出ていっても、一人、何を言っているか分からないし、行ってもつまらないからっていうか、話についていけないしということでだんだんそういった場にも出ることをやめてしまうということが一番、独りぼっちというか、ぼっちっていうか、そういうふうになっていくような状態をつくるのもやはり難聴だと、聞こえづらさかと思うわけでありまして、こういった方を少しでもなくして、日々の会話、活動、こういったものをもし明るくできていけるなら、その方のやはり社会生活と健康寿命っていうことにも、延ばしていくことにも多少なりとも役に立つということもあるかもしれませんので、ましてや、多くの方がこういった、結構高いもんですから、なかなかそのことによって手を出しにくいというふうに考えておる方がいる、一方にいるだろうと思えますし、総合的に、木曾町の例を見ながら、また全てこれが、江東区がいいとは申しませんし、あれですので、いろんな角度からやはり検討をいたしたいということでもあります。
- 9 番 (鈴木 絹子) 中川村のよいところは、細かいところにも目が届くというところかと私は思います。村民に寄り添った保健活動をさらにしっかりと進めていただいて、高齢者が元気な中川村を期待するものです。
- これで私の質問を終わります。
- 議 長 これで鈴木絹子議員の一般質問を終わります。
- 以上で本日の日程は全部終了しました。
- 本日は、これで散会といたします。
- お疲れさまでございました。
- 事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)
- [午後3時48分 散会]